

平成23年第3回鮫川村議会定例会会議録目次

第1号 (3月7日)

議事日程	1
本日の会議に付した事件	4
出席議員	4
欠席議員	4
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
職務のため出席した者の職氏名	4
開会の宣告	5
開議の宣告	5
議事日程の報告	5
諸般の報告	5
村長あいさつ	6
会議録署名議員の指名	7
会期の決定	7
議案第6号～議案第12号の上程、説明	8
一般質問	16
宗田雅之君	16
蛭田武彦君	19
星一彌君	25
前田武久君	31
関根政雄君	42
岡部明君	45
前田雅秀君	50
議案第13号～議案第22号の上程、説明	54
議案第23号～議案第30号の上程、説明	56
議案第31号～議案第39号の上程、説明	58
議案第6号～議案第12号の質疑、討論、採決	62
散会の宣告	65

第 2 号 (3月11日)

議事日程	6 7
本日の会議に付した事件	6 9
出席議員	6 9
欠席議員	6 9
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	6 9
職務のため出席した者の職氏名	7 0
開議の宣告	7 1
議事日程の報告	7 1
議案第 1 3 号～議案第 2 2 号の質疑、討論、採決	7 1
議案第 2 3 号～議案第 3 0 号の質疑、討論、採決	7 3
議案第 3 1 号～議案第 3 9 号の代表質疑、討論、採決	7 5
請願の委員長報告、質疑、討論、採決	9 1
陳情の委員長報告、質疑、討論、採決	9 2
日程の追加	9 4
発議第 1 号、発議第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	9 4
閉会の宣告	9 6
署名議員	9 7

第 3 回 定 例 村 議 会

(第 1 号)

平成23年第3回鮫川村議会定例会

議事日程(第1号)

平成23年3月7日(月曜日)午前10時開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第6号 平成22年度鮫川村一般会計補正予算(第8号)

提案理由説明

日程第4 議案第7号 平成22年度鮫川村国民健康保険特別会計補正予算(第4号)

提案理由説明

日程第5 議案第8号 平成22年度鮫川村簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)

提案理由説明

日程第6 議案第9号 平成22年度鮫川村村営バス事業特別会計補正予算(第3号)

提案理由説明

日程第7 議案第10号 平成22年度鮫川村介護保険特別会計補正予算(第4号)

提案理由説明

日程第8 議案第11号 平成22年度鮫川村交流施設特別会計補正予算(第2号)

提案理由説明

日程第9 議案第12号 平成22年度鮫川村学校給食センター特別会計補正予算(第4号)

提案理由説明

日程第10 一般質問

日程第11 議案第13号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

提案理由説明

日程第12 議案第14号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

提案理由説明

日程第13 議案第15号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

提案理由説明

日程第14 議案第16号 語学指導等を行う外国青年の給与に関する条例の一部を改正する

条例

提案理由説明

日程第15 議案第17号 鮫川村立幼稚園条例の一部を改正する条例

提案理由説明

日程第16 議案第18号 鮫川村簡易水道条例の一部を改正する条例

提案理由説明

日程第17 議案第19号 鮫川村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

提案理由説明

日程第18 議案第20号 鮫川村村営住宅条例の一部を改正する条例

提案理由説明

日程第19 議案第21号 鮫川村移動通信用鉄塔設置及び管理に関する条例

提案理由説明

日程第20 議案第22号 職員の給与の特例に関する条例

提案理由説明

日程第21 議案第23号 鮫川村過疎地域自立促進計画の変更について

提案理由説明

日程第22 議案第24号 福島県市町村総合事務組合を組織する団体数の減少及び福島県市町村総合事務組合同規約の変更について

提案理由説明

日程第23 議案第25号 白河地方広域市町村圏整備組合同規約の変更について

提案理由説明

日程第24 議案第26号 公の施設の指定管理者の指定について

提案理由説明

日程第25 議案第27号 公の施設の指定管理者の指定について

提案理由説明

日程第26 議案第28号 公の施設の指定管理者の指定について

提案理由説明

日程第27 議案第29号 村道路線の廃止について

提案理由説明

日程第28 議案第30号 村道路線の認定について

提案理由説明

日程第29 議案第31号 平成23年度鮫川村一般会計予算

提案理由説明

日程第30 議案第32号 平成23年度鮫川村国民健康保険特別会計予算

提案理由説明

日程第31 議案第33号 平成23年度鮫川村簡易水道事業特別会計予算

提案理由説明

日程第32 議案第34号 平成23年度鮫川村村営バス事業特別会計予算

提案理由説明

日程第33 議案第35号 平成23年度鮫川村集落排水事業特別会計予算

提案理由説明

日程第34 議案第36号 平成23年度鮫川村介護保険特別会計予算

提案理由説明

日程第35 議案第37号 平成23年度鮫川村交流施設特別会計予算

提案理由説明

日程第36 議案第38号 平成23年度鮫川村学校給食センター特別会計予算

提案理由説明

日程第37 議案第39号 平成23年度鮫川村後期高齢者医療特別会計予算

提案理由説明

日程第38 議案第 6号 平成22年度鮫川村一般会計補正予算（第8号）

質疑、討論、採決

日程第39 議案第 7号 平成22年度鮫川村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

質疑、討論、採決

日程第40 議案第 8号 平成22年度鮫川村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）

質疑、討論、採決

日程第41 議案第 9号 平成22年度鮫川村村営バス事業特別会計補正予算（第3号）

質疑、討論、採決

日程第42 議案第10号 平成22年度鮫川村介護保険特別会計補正予算（第4号）

質疑、討論、採決

日程第43 議案第11号 平成22年度鮫川村交流施設特別会計補正予算（第2号）

質疑、討論、採決

日程第44 議案第12号 平成22年度鮫川村学校給食センター特別会計補正予算(第4号)

質疑、討論、採決

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員(12名)

1番	岡部明君	2番	宗田雅之君
3番	前田雅秀君	5番	坂本忠雄君
6番	蛭田武彦君	7番	星一彌君
8番	関根政雄君	9番	山形郁夫君
10番	早川正博君	11番	前田武久君
12番	青戸孝夫君	13番	前田三郎君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	大樂勝弘君	副村長	白坂利幸君
教育長	奥貫洋君	総務課長	鈴木治男君
企画調整課長	芳賀亨君	住民福祉課長	佐藤文夫君
農林課長	森洋君	地域整備課長	近藤保弘君
教育課長	北條利雄君	農務局長	増谷隆夫君
代査委員	青戸彦磨君		

職務のため出席した者の職氏名

議事局長	本郷秀季	書記	渡邊敬
------	------	----	-----

◎開会の宣告

○議長（前田三郎君） ただいまの出席議員は12人です。定足数に達していますので、ただいまから平成23年第3回鮫川村議会定例会を開会します。

なお、職員に写真の撮影を許可しておりますので、ご了承願います。

（午前10時00分）

◎開議の宣告

○議長（前田三郎君） これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（前田三郎君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎諸般の報告

○議長（前田三郎君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告を事務局長に朗読させます。

事務局長、本郷秀季君。

○議会事務局長（本郷秀季君） 諸般の報告をいたします。

議案第6号から第39号までの34議案が村長より提出され、本日、議長において受理しました。

受理しました請願、陳情は配付してあります請願、陳情等文書表のとおりです。

本議会に、村長及び教育委員会教育長、代表監査委員、農業委員会事務局長に出席を求めました。

次に、出張関係であります。

2月22日から23日、県町村議会議長会定期総会のため議長が福島市に、2月25日、白河地方広域市町村圏整備組合議会定例会のため議長が白河市に、東白川郡森林組合通常総代会のため議長が埴町に、3月4日、東白川地方町村議会議長会のため議長が棚倉町に、それぞれ出張いたしました。

以上であります。

○議長（前田三郎君） これで諸般の報告は終わります。

◎村長あいさつ

○議長（前田三郎君） 村長から発言の申し出がありました。これを許します。

村長、大樂勝弘君。

[村長 大樂勝弘君 登壇]

○村長（大樂勝弘君） おはようございます。

平成23年第3回鮫川村議会定例会の開催に当たりまして、全議員出席のもとに議案のご審議をいただきますことを御礼を申し上げます。

我が国の経済は、平成20年のリーマンショック後の経済不況から国を挙げての景気対策により景気回復の兆しが見られましたが、ヨーロッパの金融危機に端を発した昨年夏以来の急激な円高の進行によって、輸出産業は国際競争力が低下し、これに加えまして北アフリカの政治不安等があり、石油価格の暴騰など先行き不透明な様相を呈しています。

国内を見てみますと、政府が1月に発表した平成22年度末の国の借金見込み残高は約943兆円となり、国の財政は非常に厳しいものがあります。借金残高の増大とともに、政情の混乱、政権の不安定さが日本の国債格付に悪影響を与えているようであります。

また、国の23年度予算は3月中に成立するようではありますが、赤字国債40.7兆円の発行のための特例公債法案や子ども手当法案など、予算関係3法案成立のめどが立っておらず、自治体の財政運営や国民の生活に影響が懸念されているところであります。一刻も早い解決を望むものであります。

さて、今定例会でご審議をいただく議案についてであります。平成23年度会計予算、一般会計と8つの特別会計合わせましての9議案、平成22年度の予算補正にかかわる議案が平成22年度鮫川村一般会計補正予算（第8号）と6つの特別会計補正予算の7議案、条例会計議案が10議案、その他の議案が8議案でありまして、合計34の議案を提案させていただきました。

平成23年度の当初予算につきましては、景気の低迷の中の編成ということでありましたが、第3次鮫川村振興計画の「まめな暮らしを生かした村」「人の集まる活気のある村」「みんなが安心して暮らせる村」の実現を目指し、施策を進めるために、一般会計予算につきましては、前年度とほぼ同じ予算規模の28億7,800万、前年度は28億4,000万でありましたから、前年度プラス3,800万、率にしてプラス1.3%、特別会計が老人保健特別会計側からいまして、8つの会計合わせまして13億1,037万6,000円、一般会計と特別会計合わせますと総予算額が41億8,837万6,000円となり、前年度と比較しますと総額で額にして7,719万8,000円、率

にして1.9%増額の予算となりました。

新年度の主要事業につきましては、主要事業調書をごらんいただきたいと思います。

それらの財源につきましては、村税収入のうち、法人、個人の村民税は、景気低迷の折から前年度比11.3%減の約9,000万円としました。地方交付税交付金につきましては、国が前年度より0.5兆円増の総額17.4兆円。地方交付税の補てん措置である臨時財政対策債は1.5兆円の縮減ということであります。地方交付税が前年度比3.2%増の14億4,000万円と見込み、臨時財政対策債は、逆に前年度比6,490万円の減、1億2,610万円、合わせて1.3%、2,058万円減の15億6,795万9,000円としたところであります。

その他につきましては、前年度比1,000万円、3.2%増の3億2,350万円としておりますが、これは公営住宅建設事業債6,010万を見込んでいたためであります。現在、村営住宅の入居希望者が9人おりました、この要望にこたえるためにも、また定住人口の確保という点からも公営住宅の建設が喫緊の課題となっていることから、広畑団地の建てかえを3棟6戸としたことによることとあります。これらの財源の調整を図るために、財政調整基金から1億円、福祉基金から1,500万円など、合わせまして1億2,645万4,000円の基金繰り入れを計上し、予算を編成したところであります。

ご提案しました議案につきましては、十分ご審議をいただき、原案にご賛同いただけますようお願いを申し上げます、あいさつといたします。

○議長（前田三郎君） これで村長の発言が終わりました。

◎会議録署名議員の指名

○議長（前田三郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、

11番 前田武久君 及び

12番 青戸孝夫君

を指名します。

◎会期の決定

○議長（前田三郎君） 日程第2、会期の決定の件についてを議題とします。

会期につきましては、過日、本定例会の招集に当たり議会運営委員会が開かれております。その結果について、議会運営委員長から報告を求めます。

議会運営委員長、前田武久君。

〔11番 前田武久君 登壇〕

○11番（前田武久君） おはようございます。

報告いたします。

議長の指名がありましたので、議会運営委員会の結果についてご報告申し上げます。

去る3月1日、議会運営委員会を開催し、本定例会の会期、日程等について協議をいたしました結果、会期については本日から3月11日までの5日間とし、日程についてはお手元に配付いたしてあります日程表のとおりであります。

この会期日程等にご賛同を賜り、円滑な議会運営ができますよう議員各位のご協力をお願い申し上げます。

○議長（前田三郎君） お諮りします。

本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員長の報告のとおりとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は議会運営委員長報告のとおり、本日から3月11日までの5日間と決定いたしました。

◎議案第6号～議案第12号の上程、説明

○議長（前田三郎君） 日程第3、議案第6号 平成22年度鮫川村一般会計補正予算（第8号）から日程第9、議案第12号 平成22年度鮫川村学校給食センター特別会計補正予算（第4号）までの7議案を一括議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長、本郷秀季君。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（前田三郎君） 本案について提案理由の説明を求めます。

村長、大樂勝弘君。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） それでは、議案第6号から12号までの7議案につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

一般会計、特別会計歳入歳出事項別の明細書によって説明を申し上げます。

まず最初に議案書は1ページです。事項別明細書も1ページをごらん願います。

平成22年度鮫川村一般会計補正予算（第8号）ですが、補正前の予算額32億8,476万9,000円に対しまして、今回1,094万9,000円を減額し、補正後の予算総額を32億7,382万円とするものであります。

補正の主なものですが、事項別明細書の3ページをごらん願います。

11款分担金及び負担金、2目の林業費分担金の治山施設事業受益者分分担金30万9,000円の減額は、田尻地区で実施しました県単の治山施設整備事業が完了したことに伴いましての分担金の減額の補正であります。

次に、13款国庫支出金の1目民生費国庫負担金の1節障害者保護費負担金の232万円の減額は、生活保護受給者の人工透析者が減少したため減額するものであります。

2項国庫補助金の2目衛生費国庫補助金の浄化槽設置整備事業費211万9,000円の減額は、今年度20基計画していました合併浄化槽整備が7基に減少する見込みのため、減額するものであります。

次に、5目総務費国庫補助金の住民生活に光をそそぐ交付金1,753万8,000円の増額であります。当初の配分額は1,023万でありましたが、東京農大との連携事業が評価されまして、今回1,753万8,000円が追加交付されたものであります。この結果、交付金は総額で2,776万8,000円交付されたこととなります。ちなみに、近隣の町村への交付額であります。埜町が1,500万です。矢祭町が1,229万5,000円、棚倉町が2,859万3,000円、古殿町が1,200万円、浅川町が1,800万円、石川町が2,125万円、平田村が1,112万円、中島村が977万円となっております。そういうことで、私ども鮫川村の交付の多い金額というんですか、2,776万8,000円ということは、村の企画力、皆さん方の協力のたまものであるとありがたく考えているところであります。

次に、4ページをごらん願います。

4ページ、14款県支出金、1目民生費県負担金、1節の障害者保護費負担金の更生医療費給付費116万円の減額は、生活保護受給者の人工透析患者が減少したためであります。6節保険基盤安定負担金51万4,000円の減額は、事業費の確定によるものであります。

2項県補助金の2目民生費県補助金、2節児童福祉補助金の安心子ども基金特別事業費52万5,000円は、子ども手当支給電算システム改修費用として交付されるものであります。多子世帯保育料軽減事業費58万円の減額は、事業費確定による減額であります。

3目衛生費県補助金、1節保健衛生費の補助金の浄化槽設置整備事業費103万8,000円の減額は、国庫補助金同様、合併浄化槽整備が計画より減少するためのものであります。

5目農林水産業費県補助金、2節林業費補助金の県単治山施設整備事業費71万6,000円の減額は、田尻地区治山施設整備事業の事業費確定によるものであります。

5ページをごらん願います。

19款諸収入、1目雑入の財団法人福島県市町村振興協会市町村交付金167万2,000円は、ジャンボ宝くじ収益金の還元金であります。光ファイバーIRU契約貸付料103万4,000円は、2月に供用開始されました49局前沼交換所関係施設の貸付料であります。貸付先は、NTT東日本福島支店であります。

次に、20款村債です。

議案書5ページです。

第3表の地方債補正とあわせてごらん願います。

辺地対策事業債につきましては、変更はございません。2目の過疎対策事業債ですが、2,280万円を減額し、補正後の額を1億7,750万円とするものであります。内容ですが、バイオマスビレッジ整備事業債520万円の減額は、堆肥センター施設整備事業の確定によるものであります。道路沿線支障木、日陰林伐採事業債20万円の減額も事業費の確定によるものであります。診療所の医師確保対策事業債1,740万円は、現在、へき地診療所運営費として国保の事業勘定に国庫補助金が入る制度があり、この制度と重複できないとの見解が示されたため、国庫補助金を優先し、過疎債から除外するものであります。臨時財政対策債は変更ございません。

次に事項別明細書の6ページをごらん願います。

歳出です。

2款です。総務費の1目一般管理費、19節負担金補助金及び交付金の白河地方広域市町村圏整備組合の総務費負担金71万5,000円の減額は、今年度負担金の確定によるものであります。

6目企画費の13節委託料67万2,000円は、光ファイバー設備整備に伴う49局前沼交換所関係設備の保守業務委託料であります。14節使用料及び手数料89万1,000円は、光ファイバー整備に伴う電柱、電話柱使用料として、東北電力、NTTに支払われるものであります。19節負担金補助金及び交付金65万3,000円減額は、白河広域市町村圏広域情報ネットワーク負担金の確定による減額であります。

3款民生費、1目社会福祉費総務費、28節繰出金259万円は、保険基盤安定負担金と財政安定化支援事業費として国民健康保険特別会計事業勘定に繰り出すものであります。

7ページをごらん願います。

3款民生費です。5目障害者福祉費、20節の扶助費の464万円減額は、歳入でも説明いたしましたが、生活保護受給者で人工透析を受けていた患者が亡くなりましたことによる減額であります。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費の13節委託料の52万5,000円は、子ども手当支給電算システムの改修業務費であります。

4目保育園費の減額は、職員の超過勤務手当、嘱託、臨時職員などの人件費が不用になる見込みであるため減額するものであります。

5目の子どもセンター費、11節需用費の34万8,000円は送迎バス等の修繕料であります。

4款衛生費、1目保健衛生費総務費の20節扶助費75万円は、中学生まで無料化している医療費のうち、社会保険加入者分が不足するため増額するものであります。

8ページをごらん願います。

4款衛生費、4目環境衛生費、19節負担金補助及び交付金623万6,000円の減額は、歳入でもご説明いたしましたが、合併浄化槽整備補助金で20基の計画に対し、実施見込みが7基であるため減額するものであります。

28節繰出金210万円の減額は、簡易水道事業特別会計で実施しました水道事業経営変更認可申請書作成事業と水道の統合事業基本計画策定事業が計画より事業費が削減できたため減額するものであります。

5目診療所費、28節の繰出金440万円の減額は、過疎債で見ていた診療所医師確保対策事業債が対象外となったために、財源調整のため減額するものであります。

6款農林水産業費、1目の林業総務費、19節負担金補助及び交付金の林業活性化対策事業費補助金52万6,000円の増額は、間伐、除伐等の補助対象面積が計画より増加したことによるものの増額であります。

次に、9ページをごらん願います。

6款農林水産業費、2目の林業振興費、15節工事請負費の治山施設整備工事59万5,000円の減額は、歳入でもご説明いたしましたが、田尻地区の工事で、工事費の確定による減額であります。

次に、7款商工費、4目鹿角平観光牧場費、13節委託料のクロスカントリー走路測量設計

業務262万円の減額は、当初計画より測量面積が減少したことによるものであります。クロスカントリー走路チップ敷設業務336万円の減額は、当初計画ではシルバー人材センターにこの敷設を委託して実施する計画でありましたが、工事請負費に含めて施工することになったために減額するものであります。

16節原材料費のクロスカントリー走路用野芝種子93万4,000円の減額は、種子まき面積が減少する計画であるため減額するものであります。

10ページをごらん願います。

10款教育費です。1目学校管理費、8節報償費63万5,000円の減額は、鮫小、青生野小に計画していましたICT整備が当初計画よりおくれたため、整備完了が9月30日の予定です。ICT支援員謝金を減額するものであります。

3項中学校費、8節報償費の72万円の減額も同様であります。

11ページをごらん願います。

4項幼稚園費の11節需用費26万7,000円の増額は、給食材料費の高騰により、園児から徴収する給食費が不足するため、村で負担するものであります。

5項社会教育費、2目公民館、18節備品購入費18万5,000円であります。公民館で使用しているプリンターが修理不能になったために購入するものであります。次に、4目図書館費、13節委託料525万円ですが、これは国庫補助金でもご説明いたしましたが、住民生活に光をそそぐ交付金が増額交付されたため、この財源を利用して、図書館の耐震補強改修工事の設計を委託するものであります。18節備品購入費112万円も光の交付金を利用して図書を購入するものであります。

12ページをごらん願います。

10款教育費、6項保健体育費、3目の学校給食費、28節繰出金91万円の減額は、職員の人件費の不用見込みなどを減額するものであります。

次に、議案書の4ページです。繰越明許費をごらん願います。

2款の総務費では、鹿角平クロスカントリー整備事業3,624万7,000円、3款の民生費では、村民保養施設整備事業3,766万2,000円、高齢者お助け事業、これは公用車を購入する計画であります、207万6,000円、子ども手当電算システム改修事業52万5,000円、6款農林水産業費では、バイオマスビレッジ事業、これは薪循環システム構築事業に1,922万4,000円、加工、直売所整備事業に942万円、東京農業大学連携事業2,167万8,000円、舘山公園整備事業に400万円、森林整備加速化、林業再生事業、これは中沢草木線の道路の整備と路網の整備事業合

わせまして3,216万円、10款教育費では図書館耐震補強計画策定事業525万円、図書館図書購入事業に117万2,000円等であります。

繰り越しする事業は11事業、事業費の合計は1億6,941万4,000円であります。これらの事業の大半は、政府の経済危機対策として交付されましたきめ細かな交付金6,494万円と、住民生活に光をそそぐ交付金2,776万8,000円の関連事業であります。経済対策としての効果を上げるためにも、発注に留意するとともに、23年度の完成が義務づけられておりますので、議員の皆様方のご理解とご協力をお願いするものであります。

次に議案第7号 平成22年度鮫川村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてご説明を申し上げます。

議案書の6ページです。これも事項別明細書の16ページをお開きください。

初めに、事業勘定からご説明を申し上げます。

補正前の予算額が4億9,486万5,000円に対しまして、今回補整減です、133万2,000円を減額し、補正後の予算額を4億9,353万3,000円とするものであります。

歳入の主なものをご説明いたします。

事項別明細書17ページをごらんください。

1款国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税、1節の医療給付費分現年課税分104万4,000円の減額ですが、これは他保険への移動、今年度から法改正により減免対象になりました非自発的失業者適用が8名出ております。これらが主な原因であります。2節後期高齢者支援金分現年課税分65万6,000円の減額、3節介護納付金分現年度課税分69万円につきましても同様な要因であります。

2目退職被保険者国民健康保険税の1節医療給付費分現年度課税分50万4,000円の増額は、被保険者の増加によるものであります。

18ページです。

2款国庫支出金、1目財政調整交付金、1節普通調整交付金893万7,000円の増額は、対象となる22年1月から12月までの医療費の伸びが相当ありました関係で増額されるものであります。

6款共同事業交付金の1節共同事業交付金の高額医療費共同事業交付金952万6,000円の減額は、12月時点で推計しました80万円以上かかる高額医療費支給対象者が、当初見込みより減少するために減額されるものであります。2節保険財政共同安定化事業交付金354万2,000円の減額は、30万円以上80万未満の高額医療対象者が同様に減少する見込みとなったため、

減額されるものであります。

19ページをごらん願います。

8款繰入金です。1目1節の一般会計繰入金308万4,000円の増額は、国保税減免額に対する村負担分を繰り入れするものであります。

歳出です。21ページです。

8款保健事業費、1目特定健康診査等事業費、13節委託料の特定健康診査業務72万2,000円の減額は、国保被保険者の住民健診受診件数が計画より下回ったためであります。

10款諸支出金、1目直営診療施設勘定繰出金61万2,000円の増額は、国保診療所運営に対する国からの特別調整交付金が61万2,000円増額され、561万2,000円になることから補正するものであります。

22ページをごらんください。

直診勘定です。

補正前の予算額が9,351万円に対しまして、今回1,230万4,000円を減額し、補正後の予算額を8,120万6,000円にするものであります。

歳入の主なものをご説明申し上げます。

23ページをごらんください。

1款診療収入が846万6,000円の減額となります。これは、診療日数の減少とインフルエンザ患者が昨年より下回っているのが要因であろうと考えられます。

3款繰入金の1目一般会計繰入金440万円の減額は、過疎債の対象外によるものであります。

2目事業勘定の61万2,000円の増額は、国からへき地診療所運営費として交付されるものであります。

25ページです。

歳出の2款医業費、1目医療用機械器具費、14節使用料及び賃借料の医療用酸素装置等借料75万6,000円の減額は、使用患者が3名から2名に減少したためであります。

3目医薬品衛生材料費、11節需用費555万円の減額は、診療収入でもご説明いたしました。が、診療日数の減少とインフルエンザ患者が昨年より下回り、総体的に患者数が減少しているため、医薬品使用量も比例して減ったためであります。

議案書の12ページ、簡易水道です。引き続き、事項別明細書は28ページをごらんください。

議案第8号 平成22年度鮫川村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）です。

補正前の予算額が8,587万9,000円に対しまして、今回210万円を減額し、補正後の予算額を8,377万9,000円とするものであります。

事項別明細書の29ページをごらんください。

歳入ですが、3款繰入金、1目一般会計繰入金が210万円の減額をいたします。

歳出ですが、2款施設費、1目施設管理費、13節委託料146万5,000円の減額は、水道事業経営変更認可申請書作成業務費と水道統合事業基本計画策定業務費の確定によるものであります。

次は、村営バスです。

議案書の15ページです。事項別明細書は30ページをごらんください。

議案第9号 平成22年度鮫川村村営バス事業特別会計補正予算（第3号）です。補正前の予算額を1,034万円に対しまして今回8万円を増額し、補正後の予算額を1,042万円とするものであります。

31ページです。

1款使用料及び手数料の村営バス運行収入8万円であります。

歳出は1款総務費、1目村営バス事業費、7節賃金5万円と11節需用費の3万円であります。

次に、議案書18ページ、介護保険特別会計です。事項別明細書は32ページをごらんください。

議案第10号 平成22年度介護保険特別会計補正予算（第4号）です。

補正前の予算額4億2,143万7,000円に対しまして、今回6万8,000円を減額し、補正後の予算額を4億2,136万9,000円とするものであります。

事項別明細書の33ページをごらんください。

歳入です。

7款繰入金、1目一般会計繰入金の事務費繰入金6万8,000円の減額です。

歳出の主なものは、1款総務費、1目介護認定審査会費、19節負担金補助金及び交付金の介護認定審査会費負担金14万6,000円の減額補正であります。

次に、交流事業特別会計です。

議案書は21ページです。事項別明細書では34ページをごらんください。

議案第11号 平成22年度鮫川村交流施設特別会計補正予算（第2号）です。

補正前の予算額1,827万6,000円に対しまして、今回95万円を減額し、補正後の予算額を

1,732万6,000円とするものであります。

歳入をご説明いたします。35ページです。

1款、使用料及び手数料、1目交流施設使用料80万円減額するものであります。

歳出の主なものです。

1款総務費、1目一般管理費、15節工事請負費の研修室エアコン設置工事費56万7,000円ですが、これは客室兼用である25畳の研修室のエアコンが修理不能になったためにつけかえするものであります。

次に、学校給食センター特別会計です。

議案書は24ページ、事項別明細書は37ページをごらんください。

議案第12号です。平成22年度鮫川村学校給食センター特別会計補正予算（第4号）です。

補正前の予算額1億3,497万7,000円に対しまして、今回91万円を減額し、補正後の予算額を1億3,406万7,000円とするものであります。

歳入ですが、38ページをごらんください。

2款繰入金、1目一般会計繰入金を91万円減額するものであります。

歳出ですが、1款総務費、1目一般管理費の3節職員手当等と7節賃金の減額は、不用見込み額を補正するものであります。

11節需用費の修繕料38万円は調理室の給湯用真空ボイラーの修繕料であります。

以上で、議案第6号から議案第12号までの7議案につきましての説明といたします。原案にご賛同賜りますようお願いを申し上げ、説明を終わります。

○議長（前田三郎君） ここで午前11時まで休憩します。

（午前10時50分）

○議長（前田三郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時00分）

○議長（前田三郎君） 日程第10、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

◇ 宗 田 雅 之 君

○議長（前田三郎君） 2番、宗田雅之君。

[2番 宗田雅之君 登壇]

○2番(宗田雅之君) 平成23年第3回議会定例会において、2点について質問いたします。

1点目、高齢化社会の対応と対策について。

昨今、少子高齢化、デジタル化の進歩に伴い、以前のような地域の伝統行事が少なくなり、田舎、都会を問わず血縁、結いの心の希薄化により、多くの人々、特に高齢者が生活上での困難や不安を抱えながら生きているのが現状であります。

我が村においても高齢化率が30%を超え、年々ふえるであろう高齢者への対応を行政の力だけではなく、行政と地域と各種団体の協同の中で支える今まで以上の体制づくりと対応策が大変重要ではないかと思いますが、村長の考えをお伺いします。

2点目、各施設の従業員教育について。

村では、「手・まめ・館」を初めとして「ほっとはうす・さめがわ」「さぎり荘」などの施設を管理運営しておりますが、施設を運営する上で一番大事なことは、中にいる人ではないでしょうか。その人の対応いかんによっては事業が拡大し、新たな雇用の場が生まれると思います。そのためにも、サービス業としての指導教育が大変重要ではないかと思いますが、村長の考えを伺います。

以上、2点について質問します。

○議長(前田三郎君) 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

村長。

[村長 大樂勝弘君 登壇]

○村長(大樂勝弘君) 2番、宗田雅之議員の2点の一般質問に対してお答えを申し上げます。

まず、最初の高齢化社会の対応策についてであります。議員ご質問のとおり、本村も高齢化率が12月の議会でも高齢者の食材配送についてのご質問があり、今後の高齢化者対策として見守りを含め、食事や生活援助をする軽度な訪問生活支援事業を検討することで回答いたしました。高齢者を協同の中で支える事業につきましては、現在各行政区にお願いしております高齢者支援事業を引き続き行政はもとより、地域の民生委員、保健推進委員、食生活改善推進員、健康運動サポーター、老人クラブなど皆様の協力をいただきながら、地域の特徴を生かした事業として23年度も引き続き実施してまいりたいと思います。

平成23年も高齢者対策として、筋力づくり教室、地域サロン事業、高齢者支援事業を継続して進める計画でありますので、皆様方のご理解とご協力をお願いいたします。平成23年度には、さきに申しあげました新たな高齢者支援事業として、介護保険事業とは別に高齢者お

助け事業を計画しております。高齢者世帯やひとり暮らしの高齢者の日常生活を支援し、社会福祉協議会の協力を得て進めてまいりたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。

次に、2点目の質問であります。

各種施設の従業員教育についてお答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、事業展開における接客、そして接遇は、まさに事業の生命線であると思います。一度失った信用は、相当の努力がなければ回復はできないと認識しております。人は、印象がよければ再び利用してくれますし、周りの人たちに口コミで宣伝もしていただけるものと思います。この口コミこそ最大の宣伝効果であると思います。逆に評判が悪くなりますと、評判がよい場合より急速に悪評が広まるという結果もあるようです。細心の注意を払って指導してまいりたいと考えております。

従業員の教育につきましては、昨年5月に外部から専用講師を招いて、接遇研修会を実施したところであります。また、「手・まめ・館」「ほっとはうす」におきましては、新白河観光連盟主催の研修会にも参加をさせ、接客マナーを研修させております。今後も定期的に研修の時間を設け、時には専門の講師を招致しながら、接客、接遇はもとより、いかに事業を伸ばし、自分の給料は自分で稼ぐという自覚を高めていきたいと考えております。議員各位におかれましても、お気づきの点がありましたら、遠慮なくご指摘をいただき、各種事業の進展にお力添えをお願いするものであります。

以上で、2点の宗田議員の質問のお答えといたします。

○議長（前田三郎君） 2番、宗田君。

○2番（宗田雅之君） 再質問をさせていただきます。

まず、1点目の高齢化社会の対応、対策についてですが、平成23年2月28日の民報の一面の新聞に載っていました。県でも高齢者、ひとり暮らしが年々増加しております。そのために強固な対応策をとらなくてはならないという一面で、その中身として介護基盤緊急整備と臨時特例基金を活用、約4億円を充てた新事業を展開していくと、そういう内容、そして3月に各市町村に説明会をやりますという内容でありました。その説明会があったのかなのか、またもしあったとすれば、その内容等を示していただきたいと思っております。

あと、2点目の各事業の従業員の教育、これは今こういう地場産業が立て直していかなくちゃいけない、雇用の場が少ない、こういう小さな村においては、やっぱり施設の教育によって、人が人を生む事業所づくり、これがやっぱり大事な事業展開ではないかと思っております。そのための従業員の指導徹底というのは、雇用の場の再生または増加に、今私らのところに

もいっぱいお客様が来ます。その1点は、さぎり荘が新築なるんだから、私ら使っていただけないでしょうか、そういう声がいっぱい私たちのところに聞こえてきます。そういう面においても、その事業展開というのは、本当にこれから大事なことだと思いますので、再度質問させていただきます。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） まず、最初の2月28日の民報新聞に出ていました県の高齢者対策の事業であります。これに関連した事業として今度初めて始まる事業が、高齢者のお助け事業、今ほど申し上げた事業であります。これは宅老的な事業として考えております。

あとは、今議会にも提案させていただきましたが、これは繰越明許事業での車の購入がありました。これはそういった高齢者の見回りに使う自動車として購入予定するように提案をさせていただきました。宅老事業、後は高齢者が買い物なんかもできない、そんなときに買い物と一緒に連れていったりしてくれるような事業、あるいは介護者が疲れているときに、介護者の事情で老人を預かってもらいたい、そして介護者がリフレッシュするというんですか、そういったときの事業として、ショートステイみたいな、あんな宅老事業です。こういったことを計画しております。

あと、県の説明会は、間もなく開催されるそうです。

次の接遇、接客のお客さんへの対応ですが、鮫川村、どうしても新しいお客さんというより地元の人が多いんですね。ですから外から見ていると乱暴な口のききようですが、私は言葉が、東北弁と言うんですか、鮫川弁は結構きついですね。東京の人が聞くと、あら何という乱暴な口だと思えるんですけれども、気持はとてこう、私は中身は血が通っているような会話だと思って聞いているんですね。その辺そういうのを気をつけながら、都会の人にも通じるように優しい言葉で、優しい心で接するように、やはり優しさというのはとても大事な商売の道具だと私は思っております。その辺気をつけて、ちゃんと言葉を選んでお話するように指導していきたいと思っておりますし、そんな講習会も講演会も設けながら職員の質のアップを図ってまいりたいと思っておりますので、どうぞご協力、ご指導お願いしたいと思います。

◇ 蛭田武彦君

○議長（前田三郎君） 6番、蛭田武彦君。

[6番 蛭田武彦君 登壇]

○6番（蛭田武彦君） 6番、継続事業の進捗状況について4点ほど伺います。

全国的に人口減少を防ぐことの難しい昨今であり、本村も4,000人を割る状況である。振興計画の中で人口4,400人を目指すとあり、それらに向かって対策または事業を展開中であるが、今後、平成23年度に向けての事業の進捗状況について4点ほど伺います。

まず、1点目。鮫川村、特に新宿、広畑地内の空き家の対策の進捗状況について。

2点目、「手・まめ・館」食品加工室、喫茶室の運営などの商工会との話し合いの進捗状況について。

3点目、鹿角平クロスカントリーコース事業の進捗状況について。

この3点を村長に伺います。

4点目、民俗資料館運営の仕方について。

これは教育長にお尋ねをします。

以上です。

○議長（前田三郎君） 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 6番、蛭田武彦議員の質問に対してお答えを申し上げます。

議員ご指摘のように、少子化傾向により人口減少が全国的な規模で進んでおります。昨年実施されました国勢調査によりますと、本村の人口が3,991人となり、4,000人を下回りました。5年前の調査時は、4,322人でありましたから、差し引きますと331人減少し、1年間に、5年間ですから66人ずつ減少したことになったわけであります。

私は8年前に就任して以降、第3次振興計画にあるように、かつての豊かな農業生産活動で村じゅうがにぎわったように、農業振興による地域の活性化を図り、何とか人口維持を元気な村づくりをしようと強い思いで取り組んでまいりました。国勢調査人口が4,000人を割り、これだけ頑張っても人口減少を食い止めることができなかつたという残念なところもありますが、村民の皆さんと一生懸命村づくりに取り組んできたことにより、人口の大幅な減少が防げることができたと評価してもよいのではないかと考えております。

このことは、地域の事情により異なりますが、福島県内では14%を超える激しい人口減少となった町村もあります。特に会津地方、そして阿武隈山系地方にこの急激な減少率が襲っているようであります。鮫川村は減少率平均で7.7%でありましたから、国の順位でいいますと15位ぐらいの位置に減少率はなっているのかなと考えております。残念なことであります。精いっぱい努力し、この現象をストップし、そして増加傾向に持っていきたいと、皆さんと一緒に努力をしてまいる覚悟であります。

ご質問の1つ目の新宿、広畑地内の空き家対策についてのご質問ではありますが、この地域は村の中心部で商店街を形成しております。近年においては、近隣の町に大型店舗が進出した影響や高齢者世帯が増加して、店じまいをする空き店舗が目立ち、中心市街地の空洞化が進行していることに心を痛めているところでもあります。現在、新宿・道少田地内には76戸224人、広畑地内には37戸100人、合計113戸324人が住んでおります。高齢化率は、新宿・道少田が37%、広畑が47%です。村全体の高齢化率30.1%です。比較しても高齢化が進んでいる新宿、広畑地域であります。

空き家の状況を申しますと、一般住宅の空き家が11棟、空き店舗が5棟ほどあります。この対策についてではありますが、昨年、県の委託事業でNPO法人が東白川郡の定住2地域居住推進に向けた空き家調査を行いました。郡全体では340戸の空き家を調査したようであります。このうち鮫川村の状況は、空き家物件が90件であり、移住希望者に紹介してよいと承諾が得られたのが1件だったと聞いております。

この調査でわかったことは、空き家の多くは長期間放置されたまま改修しないと使えないものが大半であり、状態のよいものでも家主が家族のよりどころとして残しておきたいと考えて貸していただけないのが実態であります。

村では、空き家バンク登録制度により、持ち主から申し込みをいただく制度を設けておりますが、これまで3件の登録があり、村の紹介で1戸が利用されている状況であります。空き家対策は個人の財産に関する問題でもあり、権利関係など慎重に進めなければならないため、有効な手段を講じられないのがなかなか難しい状況ではありますが、地域の防犯あるいは景観保全からも対策が必要となっておりますので、引き続き検討してまいりたいと考えております。

また、空き店舗の再利用につきましては、商工会から道少田地内の利用可能な店舗について家主と相談をいたしました。合意に至らなかったとのことでありました。引き続き活用策を検討してまいるとの事を申し上げて、質問の答弁とさせていただきます。

次に、2点目の「手・まめ・館」についての質問ではありますが、まず、「手・まめ・館」食品加工棟につきましては、今まで使用してきました「手・まめ・館」内の食品加工室が手狭になったため、総菜、米粉の加工、納豆の加工、食肉加工、製粉をこの新築した施設で行うもので、今までより効率的に各種加工ができると考えております。

次に、パン工房と喫茶室ではありますが、当初は商工会女性部からパン等の加工販売施設の設置要望が5年ほど前にありました。検討していたところですが、地域活性化・経済危機対

策臨時交付金が平成21年8月に交付されることになったため、当初加工室とあわせまして建設を計画いたしました。が、がけ地条例等の兼ね合いから敷地面積がとれないため、やむを得ず2棟の建設となったところであります。このような経過からパン工房、喫茶室の運営につきましては、商工会と協議したところであります。当初、要望のあった商工会女性部のみでの運営は難しいとの観点から、商工会長を中心として会内部でも検討され、村当局とも3回ほど協議を行ったところですが、財政的な問題も含め、なかなか打開策が見出せなかった状況であります。最終的には「手・まめ・館」運営協議会が主体となって運営することで準備を進めることにいたしましたので、ご協力をお願いしたいと思います。

なお、商工会女性部の活動としてのお菓子づくりやイベント、商品販売等には活用していただきたいと思いますので、引き続き調整は行ってまいりたいと思います。

続いて、3点目の鹿角平カントリーコース事業の進捗状況についての質問であります。昨年の6月議会においても、蛭田議員からは質問をいただき、この事業は村民の体力向上や体力づくりの効果が期待できることや、陸上競技の合宿誘致による地域活性化が図れるとして大きな期待を寄せていただいたところであります。平成22年度中の完成を目指しましたが、諸般の事情によりまして年度内の事業完了が困難となったことから、本議会においてクロスカントリーコース整備事業に要する予算を平成23年度に繰り越して成立するための議案を審議いただくことにしております。

繰越事業となった理由の第1点は、事業用地の取得に当たり譲渡所得税の課税免除を目的としました土地収用法の事業の認定を受けるためのものであります。関係者への事業説明会を11月7日に開催してから、事前協議と申請作成まで約4カ月を要し、3月上旬に申請書を提出いたしました。審査と2週間の縦覧期間を置いて、3月末には事業認定となる見通しがつくものと考えております。

また、買収元への鹿角平牧野は117名の共有地であり、一部未相続者があるため、相続登記をお願いしている部分があります。これもまた近く契約が終わるそうです。

今後の工程は、3月過ぎに土地収用法事業認定を受けた後に、土地の買収契約についての議会の同意を得て、土地買収契約を締結したいと考えております。その後に工事に着手し、早期の完成を目指したいと考えております。このことから、クロスカントリーコース整備事業を繰越事業として完成を目指したいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上で、3点の蛭田議員の質問に対してお答えをさせていただきました。

4点目は教育長よりいたします。

○議長（前田三郎君） 次に、教育長、奥貫洋君に答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 奥貫 洋君 登壇〕

○教育長（奥貫 洋君） 6番、蛭田武彦議員の4点目の質問にお答え申し上げます。

歴史民俗資料館は、村文化の振興を図る中心的施設として昭和56年4月に開館いたしました。郷土の歴史を明らかにするために必要な資料を収集、整理、保管、展示するとともに、図書資料を収集し、一般の利用に供することを業務とする施設として運営されてきました。平成13年4月に独立施設として図書館が開館したことに伴い、図書資料等に関する業務を図書館に分離移転し運営してまいりました。また、図書資料館の空き室となった図書室及び事務室は、平成17年10月から放課後児童クラブの活動場所として利用してまいりましたが、昨年の8月に児童クラブの活動拠点を鮫川小学校裏の空き教室に移転しております。資料館につきましては本来の活用を図るべく、施設内の床補修工事を行うとともに、収蔵資料を点検し、一般の閲覧ができるように再開館しております。施設には職員が常駐しておりませんが、月曜日から金曜日までは公民館職員が、土曜日及び祝日は日直職員が利用者への対応を行っております。また、館内の展示スペースは、個人、団体の方が絵画等の作品の展示や個展などに利用できるように開放いたしております。

なお、23年度は2階収蔵庫を中心に雨水が浸食するなど貴重な収蔵品の保管が困難な状況であるため、外壁塗装工事を行うための予算を計上いたしております。

民俗資料館は、本村の歴史、芸術、民俗、産業、自然、科学に関する資料の収集や閲覧ができる唯一の施設でございます。今後も、村民文化の振興を図りながら、利用に供してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。ご質問のお答えといたします。

○議長（前田三郎君） 6番、蛭田君。

○6番（蛭田武彦君） 4点の説明、まことに細かく説明してもらったので納得はしましたが、その中で1点目の空き家対策のことについてなんですけれども、我々村民が空き家とか敷地内に入ると、ちょっとまずいということで議会の中にも取り上げられたと記憶しております。そして、行政のほうならばいろんな検討もしやすいし、いいことだということで行政側のほうでいろんな検討をしてもらいたいというように記憶していますので、その点を今後とも力を入れてやっていっていただきたいと思います。

あと、ちょっと耳に挟んだんですけれども、新宿の一角に村に提供してもよろしいという

物件があるようですけれども、これが事実なのか、事実だとすれば、どのように利活用していいものか、これをちょっとお尋ねをいたします。

あと、教育長さんのほうになんですけれども、いろいろな行政とか教育関係とかで難しい点があるんだと思いますけれども、資料民俗館に対しても村民の年配の方から、あれはもったいないから何とかというような声が強くありました。そうすると、そういう高齢者の方が、興味のある方がああいうところに入りをして、ある程度の管理のお願いなどをお互いにやれたらもっとよくなるのかなと思いますので、その点、検討できるのかどうか、それはまずいのか、ちょっと聞きます。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 6番、蛭田議員の空き家対策、そして新宿地内の古家の財産の村への寄附というお話であります。まず空き家対策は、引き続き防犯上も景観上も有効に利用するのがベストですから、この辺気をつけて利用できる家主に相談しながら利用できるような対策を講じていきたいと思っております。

あと、新宿地内でそういった寄附の話がありました。ただ家主がひとり暮らしで高齢者のために施設にお世話になっております。それで、親戚の人からの話であって、その高齢者が私の生きているうちは、まだお父さんの思いがあの家には残っているから、寄附したくないと、そういう都合があるそうです。周りの人たち、親戚の財産を管理している人の話では、そろそろ村に譲りたいというお話でしたが、そういったことで間もなく村にそういったお願いがあると思っておりますということでお答えといたします。

○議長（前田三郎君） 教育長。

○教育長（奥貫 洋君） 高齢者の利用についてでございますが、私はこういう施設は大いに利活用していただきたいなど、こう考えております。管理と、それから規則等がきちんと、防犯対策、火災だろうと思っておりますけれども、そういうことがきちんとされる条件において高齢者の方あるいは高齢といわず若い人たちがサークルで活用したりと、そういうことは大いに今後できるのではないかなと、こう考えております。

以上でございます。

○議長（前田三郎君） 6番、蛭田君。

○6番（蛭田武彦君） ただいまの教育長さんの説明なんですけれども、私の言っているのは、利活用というか、高齢者で興味のある方に、行政側とか教育委員側と高齢者の方に役場とか公民館の職員さんが行ったり来たりというのも大変だと思うんですよ。そういうのが好きな、

夢のある高齢者の方にそこに行って協力的なことは考えているのかどうかということなんですよ。それを聞きたいんです。

○議長（前田三郎君） 教育長。

○教育長（奥貫 洋君） おっしゃるとおり、そういうことは今後検討できると思います。

◇ 星 一 彌 君

○議長（前田三郎君） 7番、星一彌君。

〔7番 星 一彌君 登壇〕

○7番（星 一彌君） 今議会におきまして、次の1点に絞って村長にお伺いをいたします。

第3次村振興計画の今後の取り組む課題についてといたします。

平成17年度より第3次村振興計画が実施され、6年が過ぎようとしております。

豆で達者な村づくり、鮫川流スローライフも村民総参加により、地域の特性を生かし、時の推移を展望した事業も順調に展開されていると思っております。また、日本一美しい村づくりへの環境整備も進み、住んでみたい村づくりの基盤が形成されようとしております。人口減少は全国的な傾向ではございますけれども、振興計画の中で大変厳しいとも唱えております人口規模想定目標が大きく外れて、人口減少が進んでおる現状であります。振興計画書の中にも、第1章に、「時代の変化に合わせ必要に応じた見直しを」と記されております。このまま人口減少が推移するとなれば、集落の崩壊へと非常に懸念をされております。

住みたい村づくりから住んでよかった村づくりへの変革をするためにも、今こそ抜本的な対策を打ち出し、人口減少に歯どめをかけるべきと思いますが、次の点についてお伺いをいたします。

新婚さんを含む同年代の定住できる新住宅建設の考えはどうか。

2つ目、村外若者の定住への受け入れ条件の考えはどうか。

3つ目に、近年職業の多様化になり、ますます同志のつながりが希薄になっていると思われます。お嫁さんやお母さんへの感謝する会の復活の考えはどうか、以上3点について、村長に明確なる返答を求めます。

○議長（前田三郎君） 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

村長。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 7番、星議員の3点の質問に対してお答えを申し上げます。

まず、最初の1つ目の質問であります。新婚さんを含む若者が定住できる住宅の建設の考えです。

村では、公営住宅建設を昭和61年度から実施しております。広畑団地9棟9戸、その後前田団地6棟12戸、見渡団地の6棟12戸、渡瀬団地の5棟13戸が建設され、現在まで4団地で46戸が整備されております。入居状況は45世帯で145名が入居しており、1世帯当たり3.2人となっております。

また、平成15年3月に小学校の統合に伴い、村内7地区にあった教職員住宅14戸を村単独の住宅として活用しております。その後、平成20年度から2カ年で水口団地3棟7戸を整備しました。さらに空き家住宅を改修するなどして、現在は10の地区で23戸を定住促進住宅として活用しております。

入居状況は、23世帯で59名が入居しており、この定住促進住宅の1世帯当たりは2.6人となっております。現在の入居希望者は9世帯待機しております。うち3世帯については、年間収入が多いため政令の月収15万8,000円を超えており、公営住宅には入居できませんが、ただし収入制限のない定住促進住宅には入居は可能であります。今年度の事業で建設している宿の入団地3棟6戸が今月中に完成します。入居者募集は村の広報誌2月号で行い、2月28日で締め切っております。応募状況ですが、申込者は9世帯で家族数は26名であります。そのうち、村外からは6世帯で、家族数は16名であります。後日、公営住宅入居者選考委員会を開き、住宅困窮の度合いの高いものから入居者を決定し、本人に通知をしたいと考えています。現在も住宅戸数が不足しているため、依然として入居希望者が待機をしており、特に若い世代からの入居希望が多くあり、今は隣接町村に住んでいるが、実家が鮫川村なので戻って住みたいとのことでもあります。若い者の定住促進と新規移住者の受け入れ態勢の整備を図るため、村営住宅の建設は急務と考えております。

そこで、今後の住宅建設計画であります。広畑団地住宅は一番早く建設され、20年以上経過しております。近年では水道設備の故障や建具の不足など老朽化が進んでいるので、来年度は既設住宅3棟を取り壊し、家族の多い世帯向けに2階建て3棟6戸の建てかえを計画しております。24年度に残りの6棟を取り壊し、ひとり暮らしや新婚さん世帯向けに平家建て3棟7戸を建設したいと考えておりますので、議員各位のご協力をお願いいたします。

次に、2点目の村外若者の定住への受け入れ条件づくりについてお答えをいたします。

平成17年に策定しました村第3次計画は、人口想定目標を4,400人とし、これを持続することを目標としたものであります。全国的にも人口減少の傾向であります。本村の平成23

年1月1日の住民基本台帳人口は4,151人となっております。第3次振興計画の目標とした人口施策の内容は、1つは、農業を基盤とする地域産業を確立し、農林業の再生により農村環境を保全、創造する村づくり、2つ目には高齢者、障害者への支援、子育て支援により暮らしやすい村づくり、3つ目には地域を支える人材育成、交流の促進などの施策により、持続可能な農村社会の実現を図ることを人口戦略目標としたものであります。人口減少は全国的な社会現象であります。とりわけ過疎、中山間地域では人口減少に苦しんでおります。厳しい中でも若者の定住を図る施策、支援を図ることが必要であると考えているところであります。

さきにお答えを申し上げました住宅建設は、若者定住の喫緊の課題であります。長期的にはやはり「豆で達者な村づくり」による鮫川ブランドづくり、村の魅力づくりにあるのではないかと考えております。今年度建設着手しました堆肥センターは本村の安心・安全な農作物の核となる事業であり、東京農大との連携協力により事業の効果が期待できるのではないかと考えております。また、安心・安全な農作物づくりは新たな6次化産業により、雇用創出の可能性が広がるのではないかと考えてもおります。都市との交流事業は地域の活性化に欠かせないものとなっております。農大からは年間1,000人を超える学生が村内で活動し、昨年より西山地区で開始しました子供教育旅行においては、都市の小学生が農家で過ごすことにより農村文化を学ぶことができることから、教育効果が高いと評価を得ております。交流事業には多くの村民の方や農家の方がかかわる事業になっており、村民の元気づくりになっているものと考えております。

さらには、子育て支援についてであります。若いお母さん方からは鮫川村は子育てしやすい村であるという感想を聞くことがあります。若い人たちの定住条件として、引き続き施策の拡充を図ってまいりたいと考えております。ごみのないきれいな村づくりも引き続き継続してまいります。村外の若者から鮫川村に住んでみたいと言ってもらえるように、本村の魅力をも高めるため、これらの施策を推進してまいりたいことを申し上げ、若者の定住条件づくりの答弁とさせていただきます。

次に、3番目のお嫁さん、お母さんへ感謝する会の復活のご質問であります。この感謝祭は、昭和37年11月に文化祭行事の一環として、勤労感謝の日にお嫁さんに感謝する会が開催され、昭和39年からは、お母さんをたたえる会が加えられ、昭和61年までお母さん、お嫁さんに感謝する会として主に健康優良児の表彰をメインとして25年間続けられておりました。その後表彰基準の問題など、時代の流れの変化もあって開催を取りやめた経過があります。

ご質問の復活についてであります。若者定住促進の意味から意義のある事業とは思っておりますが、事業のメニューなどを考えますときに、慎重にしなければならないのかなとも思っております。最近のお子さんの健康状況では、食生活の変化もあって、虫歯や肥満などになるお子さんがおり、子育てに悩むお母さんが多くいると聞いております。学校の養護の先生からは、表彰制度になりますと、健康意識の高揚の意味もありますので、健康指導など総合的に子育て支援策を検討してまいりたいと思います。

以上で、星議員の3点の質問の答弁と答えさせていただきます。

○議長（前田三郎君） 7番、星君。

○7番（星 一彌君） ただいま村長のほうから詳しくご説明をいただきました。

村長のお話を聞いていますと、どうしてもやっぱり待機している家族が多いということは、村として新規住宅を建てるのが間に合わないということなんですよ、イコール。ですから、やはり抜本的に、この鮫川に若い者を定住させるということを基本に持つならば、あえて待機家族がないような施策を持ってくるべきではないかなと、そういうような私の考えですが、持っています。

それから、先ほど空き家対策の問題でも出ましたけれども、平成23年度から福島県でも若者の農業への意欲のある方の取り組みというものに非常に力を入れておるようです。特に中山間地域にそういう若者がもしも定住する場合には、4分の3ぐらいの補助率を上げていきたいというような新聞報道などもありますけれども、やはりそういう状況を、あるいは条件をクリアできるとするならば、やはり手を挙げて、その道に進むのも一つの農業、鮫川村を生かす道ではないのかなと、そういうふうに使っております。

それから、毎年鮫川でも十数組の結婚カップルが誕生しているわけでございます。その方が全部村外に出るという意味ではないんですけれども、一番理想的なのは、その家で生活をして家族制度を守っていくというのが最高なんですけれども、その家族の中でも少し離れをつくって改造して、そこに住むという方もおりますよね。ですから、そういうところにできる限りの村の助成といいますか、できるならばそういう形をとって、やはり安定的に住んでいただく、それも道ではないのかなと。

それから村外の若者、やはり村内に定住していただかなければ、なかなか人口減少にはつながらない。現在の状況では、核家族化が進んでいるというふうには過ぎないと思うんですよ。本格的にやはりこの鮫川村を、このまま、あるいは人口減少を食い止めながら若い者に住んでいただくというのには、本当に抜本的な改革をして、今までのイメージを

覆すような考えを持っていかないと、なかなか人口減少を食いとめることは難しいんじゃないかなと、そういうふうに思いますし、また子供さんが誕生した場合には、今まで以上に何かの助成とか補助とかいうようなシステムを構築していかなければならないと思いますけれども、村長の考えをもう一度お伺いしたいと思います。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 7番、星議員の再質問であります。まず待機者がいるようでは、確かに人口減少の歯どめ政策をとっている村にとりましては、待機者に迷惑をおかけするという事で、この建設の進捗状況も早めなければならないかと、そういう思いがあります。

ただ、23年度は6棟建設ですから、6世帯入れます。こういった形で6世帯ぐらいずつ村の財政規模からいいますと妥当かなと、こういう思いでありますので、この建設は毎年6棟、1棟2世帯住宅3棟ですね、このぐらいでお許しをいただければと思いますし、23年度の計画にどうぞご賛同いただきたいと思います。

あと、住宅建設への支援であります。県では地産地消ということで県産材、特に鮫川村は鮫川村材、村の材料を使った場合、地元の大工さんを使ってそういった支援を考えてもいいのかなと、今議員が話しておられました質問に対して、そういったことも相談しながら地産地消、そして地域の産業の振興に手助けできないかなという思いがあります。その辺を検討させていただきたいと思います。

また、家族の核化、この核家族化が進んでおるとい事情も残念なことでありますが、家族というのは大きな家族で、おじいちゃんからお孫さんまで一緒になって座ってにぎやかさが、温かさが、家族のふれあいがあるからこそ、人間関係が、すばらしい人間が、性格のいい人たちが形づくられる、人間の、私はとてもこう人としての育成には、子育てには大事なおじいちゃん、おばあちゃんとの同居ではないかと思っておりますが、その辺その核家族が進んでいるということは残念に思うところであります。この辺気をつけながら、鮫川村は私、子育て支援には、例えば若い人たちにはとてもいい条件で、きのうも結婚式ありました。結婚2人のお祝い金に3万円、そして赤ちゃんできますと5万円、そして妊娠しますと妊産婦の医療費は15回まで無料、それから医療費は15歳まで無料、いろいろありますよね。大きくなったら大学の後継者に村に戻ってきて百姓やれば奨学金制度は無料、返納免除、こういったことで皆さんコマーシャル、PRしていただければ鮫川はとても住みやすい、子づくりには育てやすい環境ではないかと、そういったことで村も頑張っているのではないかと思いますので、宣伝、PR等のご協力をよろしくお願い申し上げ、7番の星一彌議員のお答えとさ

せていただきます。

○議長（前田三郎君） 7番、星君。

○7番（星 一彌君） 別に村では若者対策に力を入れていないという気持ちはさらさらございませんけれども、おかげさまで1組でも2組でも早くカップル誕生させたいなとということで、結婚相談室の立場で私らは精いっぱい頑張っているつもりでございます。

その中で、村内歩いていますと、どうしても先ほど質問にも出しましたけれども、やはり花嫁さん、特に花嫁さんと同年代の横のつながりが少ないんですと。今は若者のサークルとかあるいは青年会、そういう組織がなかなか難しくなっている。仕事も多様化されている、だからこそ、やはりそういう同年代が一堂に会して親睦を図る場が欲しいと、そういうようなちまたの声もあります。ですから、ことし、来年という問題ではございませんけれども、やはりそういう先の展望を考えながら若者をつなぎとめる、住んでいただくと、それも一つの道ではないかと思っておりますが、再度村長のその意見についてお伺いしたいと思います。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 7番の星議員の若者の交流の場、出会いの場、こういった機会がチャンスが少ない村だから、そういった出会いがないから結婚まで育たないというお話であります。私もそのとおりだと思います。

今度、今建設中であります「手・まめ・館」わきの喫茶室、あのあたりに若者の集える場所に、ぜひこれも宣伝していただければと思います。あとは、さざり荘なども、立派な3億もかけて投資しましてのああいって遊樂施設でありますから、こういった若者にも関心、サウナもついております。女性は美容にはサウナを利用するそうでありますから、こういったことで、できるだけ若者の利用しやすい場所の創出、その辺も皆さんと一緒にPRしながら、利用頻度を高めていって、出会いの場、触れ合いの場の機会を多く創出できればと思っておりますので、よろしくご利用をお願い申し上げて、星議員の再質問のお答えとさせていただきます。

○議長（前田三郎君） ここで午後1時まで休憩します。

（午前11時56分）

○議長（前田三郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時00分）

◇ 前 田 武 久 君

○議長（前田三郎君） 一般質問を行います。

11番、前田武久君。

〔11番 前田武久君 登壇〕

○11番（前田武久君） 今回の定例会において、次の3点について一般質問をいたします。

まず、第1点目、高齢者総合福祉センター「ひだまり荘」移譲に関する社会福祉法人みやぎ会との協議成果について。

これは既に9カ月前、質問の通告の趣旨については村長が約束され、ご参会皆様の大多数の人が承知されていることとありますので、通告質問に対しまして簡明なるご答弁をお願いするものであります。

昨年6月定例会で一般質問した村長答弁で、協議を進めるとした平成19年村長公約不履行実現に向けたみやぎ会との話し合いを行うとの責任をどう果たされているかをお尋ねいたします。

2点目。振興公社設立について。

公社設立については、今まで数回質問してまいりましたが、「手・まめ・館」については設立開始時審議会を立ち上げ、審議を5回ほど重ね、株式会社案の方向性が示されたことは5年前聞いておりましたが、その後一向に具体策が示されず、審議会の動向もわからないままとなっているが、開催されておるのか、されているならば、その協議内容、経過をお聞かせ願いたい。

また、23年度完成後供用見込みの堆肥センター、温泉施設のさざり荘を集合した振興公社設立が急務かと思われまます。採算を度外視した経営を村民は望んでおりません。独立採算制の企業化した運営を図るべきであります。最近村長の構想が微妙に変わってきているように思われます。

公社設立により任せるよりも、国県の交付金を活用した行政運営による産業おこし、雇用促進を目指したいという機運が感じられるが、公社設立を本気で考えておられるのか所信をお聞かせ願いたい。

3点目、国保税減税策について。

長引く経済不況、景気低迷による村民所得の低下と生活環境は大変厳しい状況にある。そうした中でも村民の方々、国民の義務である納税は、全国でもまれに見る継続完納53年の実績により、国からの地方交付税（特別交付金）など我が村の各種事業予算への恩恵を受け、

財政調整基金も6億7,000万円の数字となっている。これはひとえに村民の方々の働きによるものであり、減税により還元すべきであると思うが、村長にその考えがとおりか答弁を求めます。

以上、3点について質問といたします。

○議長（前田三郎君） 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

村長。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 11番、前田武久議員の3点の質問に対してお答えを申し上げます。

まず、最初に高齢者総合福祉センター「ひだまり荘」の移譲に関する社会福祉法人みやぎ会との協議の件についてであります。みやぎ会の、きょうは施設長が見えられておりますが、主張するように、本部と協議する機会を設けていただくようお願いをしているところでもあります。施設長からは本部に報告し、担当する事務長に来村する対応をしていただきましたが、西山の施設では現在担当している医師がやめるなど問題が浮上し、医師確保が優先となってまいりまして、村でも4回ほど相談を受けて検討をしているところでもあります。

委託医師がいないと法的に施設運営ができない問題があり、施設では東白川郡の医師会や石川郡医師会、開業医に現在も交渉をしているところでもあります。

社会福祉協議会では移譲に向けて職員の処遇などを検討しておりましたが、「さざり荘」の運営、職員の病気の休暇や産休、居住棟入所者の問題など、新たな運営体制問題が出てきており、それらの対策にただいま苦慮しているところでもあります。西山施設長からは、職員の処遇に隔たりがあるなど、相互の理解はもとより、職員の理解も必要ですので、引き続き協議の時間をいただきたい旨がありました。私はこんな状況を考えますときに、村の社会福祉事業、そして民間でやっております高齢者福祉事業とグループホーム事業、これらは今の体制ではちょっとの間様子を見ながら互いの老人介護福祉事業に精を出したほうがいいのではないかと、そういう思いもあります。

なお、今後みやぎ会本部の事務担当者にもおいでをいただき、協議をする予定で日程を調整しております。協議の状況は、逐次皆様方にご報告いたしますので、ご理解をお願いするところでもあります。

次に、2番目の質問であります。振興公社の設立についてであります。まずおただしの振興公社等計画審議会であります。平成19年3月28日、第5回を開催し、一定の方向性を検討いただき、以降については準備委員会という位置づけをすることで会議を閉じたところ

ろでございます。その後は「手・まめ・館」本体の運営に力を注いできたため、新たな委員会の立ち上げは先送りとなり、現在に至っております。

平成20年からは、各種臨時の交付金や緊急雇用にかかわる助成制度が出てきたため、これらを有効に活用し、施設並びに人員の充実を図ってきたところであります。おかげさまで平成21年度の「手・まめ・館」の取り扱い高は1億200万円となり、従業員の雇用も18名となっております。平成22年度の取り扱い高にしましても、1億円を超える見通しとなっております。来店者も平成21年度で8万人を数え、平成22年度の見込みでも8万人を3,000人ほど超すのではないかとという見通しであります。現時点での生産者の登録数は個人で100名、団体で5グループ、大豆の生産者につきましては本年度160名、23ヘクタール、買い入れ数量は約32トン、金額にして1,300万円となっております。このような状況から、村内における経済波及効果は、専門家による正確な試算はしておりませんが、取り扱い高の2倍から3倍に達するのではないかと考えられます。いずれにいたしましても、現在の国の施策を有効に活用し、経営基盤の強化を図ることこそが優先されることではないかと考えておりました。

ただ、経理状況を見ますと、取り扱い高が1億円を超える状況でありますので、いつまでも税務上で言うみなし法人のままではいられない状況でありますので、法人設立へ向けての作業は進めなければならない課題であると認識はしております。

次に、「さざり荘」、堆肥センターのおただしであります。また、「さざり荘」につきましては、4月のオープンを目指して工事を進めているところであり、運営については今までどおり村の社会福祉協議会へ指定管理者として委託する予定で予算をお願いしているところでございます。

堆肥センターにつきましては、平成23年度も国・県の補助を受けて保管倉庫の整備を行う予定で、本格稼働は平成24年度になる見込みです。国会の動向により国の指令がおくれれば本格稼働の時期もおくれる可能性は残しております。

これまでの経過を申し上げますと、平成18年12月から平成19年にかけて、畜産農家の皆さんとの意見交換、農業振興協議会での検討、先進地視察等を実施し、平成19年、21年に畜産農家講師のほか、認定農業者へのアンケートを実施し、本事業に着手してきたところでございます。今後、本格稼働に向けまして、家畜ふんの搬入及び製品の販売に向けた具体的なシステムづくりが必要でありますので、年度明け早々には畜産農家、団体の皆さんと協議に入りたいと思います。

雇用につきましては、当面常勤2人体制で運営し、堆肥散布等の作業が出てきた時点で臨

時の季節雇用を考えております。

なお、運営につきましては、作業形態が安定するまで当面直営で運営するのが望ましいと考えておりますが、時期を見て設立予定の振興公社に統合する選択肢も考えたいと思っております。ただ、この施設は公共的役割も大きく、当初から黒字が見込めるものではありませんので、この辺はご理解をいただきたいと思っております。

いずれにいたしましても、どの組織もみずからが仕事を創造するという観点に立ち、仕事おこしをするべく指導してまいりたいと思っておりますので、議員各位の皆様方のご協力をお願いするところであります。

次に、3点目の国保税についてのご質問にお答えをいたします。

村税につきましては、村民の皆様のご理解とご協力により、平成21年度において村税継続完納53カ年を達成し、現在54カ年継続を目指して各行政区長さん方初め皆様方の協力を得ながら納税の督励を推進しているところであります。

さて、ご質問の中の財政調整基金の現在高であります。これにつきましては、私が村長をしていました平成14年以前では大変厳しい状況でありました。このような状況を打開するため、平成16年6月に里山の食との自然を生かす地域再生計画をつくり、内閣総理大臣の認定を受け、以降子供センター整備を初め、豆で達者な村づくり事業がすべて国・県の高率補助事業や過疎債などの有利な起債で実施できる道を開きました。平成17年には、鮫川村自立推進プランを作成し、村民の方々の理解を得ながら事務事業の見直し、財政運営の効率化、報酬、給与の削減、職員の定員管理に取り組んでまいりました。この間の経済危機関連諸事業に関しましても積極的に取り組み、政府からの各種交付金を活用して、小・中学校、公民館等の耐震改修事業、村民保養施設建設事業、「手・まめ・館」加工施設整備事業、パン工房喫茶室新築事業、鮫川村豊かな土づくりセンター整備事業、光ファイバーネットワーク事業、携帯電話不通話地区解消のための鉄塔施設整備事業等さまざまな事業に取り組んでまいりました。

さらに、村過疎地域自立促進計画や村辺地総合整備計画を作成するなどして、過疎債、辺地債を活用できる事業の幅を広げ、有利な財源を利用できる道を開いてきたものであります。

このような取り組みの結果、財政調整基金が着実に増加し、議員ご指摘の額になったものであります。

しかしながら、我が国の借入金残高が900兆円を超えるなど、財政危機が深刻化しております。また、我が国経済は世界的な金融危機以降、本格的な回復の軌道に乗っておらず、景

気回復への不透明感はますます増しております。

一方、国政におきましても、経済対策と市町村への権限移譲、ひもつき補助金の一括交付金化、地方税財源の充実確保などを国会に提出しましたが、いまだに成立の見通しが立っておりません。このような先行き不透明な状況の中、地方交付税に頼らざるを得ない小規模自治体にとりましては、一定程度の財政調整基金等の積み立ては最低限必要であると考えているものであります。さらに、自立の村づくりに向けご協力とご理解をお願いするところであります。

さて、国保税の減税をすべきというおただしであります。議員ご承知のように、国民健康保険会計は特別会計として運営されており、医療費の動向に応じて予算を組まざるを得ず、医療費が増加していく場合には、国・県からの支援のほか、保険税の増額か一般会計からの繰り入れにより対応することとなっております。しかしながら、被保険者への直接の負担増となる保険税引き上げのみに頼れないため、一般会計からの繰り入れをすることになりますが、一般会計からの繰り入れは、厚生労働省が示す一定の基準に基づくものとされており、法定外の繰り入れについては、国保加入者以外の住民が国保運営にかかわる費用を負担することになるため、厚生労働省では本来の望ましくない姿としております。

また、現在国において検討中であり、国保の都道府県単位化を進める上でも、統一保険料の設定に障害があるため、一般会計から繰り入れして減税している市町村に対し、解消を促しているものであります。現在まで本村は国税完納を継続しているため、平成21年度におきましては、国から400万円、県から750万円、合わせまして1,150万円の財政調整交付金をいただいております。これが他市町村と比較いたしますと、実質的には減税に相当するものと考えられます。また、本村では、平成13年度から妊産婦医療10割給付、平成21年度より出生から15歳までの子供たちの医療費の無料化、高齢者と乳幼児の紙おむつ支給事業などを他に先駆けて実施し、実質的に保険給付の充実を図ってきております。これは、国保だけではなく、他保険の加入者にも等しく村の会計から支出されております。このように、直接減税という方法によらなくても、間接的には村民の方々の支出の減につながる方策を施策の中に取り入れておりますので、ご理解とご協力をお願いするところであります。

以上で11番、前田武久議員の3点の質問のお答えとさせていただきます。

○議長（前田三郎君） 11番。

○11番（前田武久君） 最初は福祉センターの件でございますが、前回の村長の答弁、移譲したい旨というような答弁がありましたよね。それで、あれから既にもう9カ月というよう

な月日がたって、その間肝心な本部との話し合いができていないということでございますが、その本部とこれから協議を持ちたいと。前回の答弁では、任期中にはおおよそ皆さんに前に約束された移譲についての回答を示したいというような答えでありました。前回の答弁ではそうでありましたが、今から5年前の約束とは全然話が変わってきておると。何回も繰り返し話したくはないんですが、1億4,000万助成するというような条件は村長から示された。それには、「ひだまり荘」介護事業、包括、それから訪問、それから短所それらの事業は移譲すると、そしてさらに施設は貸与するということです。ということは、「ひだまり荘」は運営をやめざるを得ないというようなことになろうかと思えます。社会福祉協議会はそのまま残しても、あそこに勤める従業員とか何かはみんな解散すると、そういうような意味があったと思うんですね。包括支援センターは今、診療所のわきに出先機関として入っておるといふふうに見られます。社会福祉協議会では、それは全部一貫して運営されていると思いますが、「さぎり荘」もそうであります。そうした中で大変なのは、それらの介護事業はすべて約束どおり議員に議決してもらった条件としてのことは履行するというようなことで我々議決した直後に、議長同伴でもってみやぎ会と契約を取り交わす、そういうこともちゃんと述べられております。その契約条項等も我々まだ1回も見えてないんで、それも提出を求めたいと思えます。どのような契約されたか、5年も過ぎて議員がわからない、議長は多分同行するというようなことで同行されて、その契約条項を締結するときに立ち会っておられるかどうか定かではありませんが、そのような村長の我々に対する約束ごとと承知しております。

それで、肝心なのは、本部との話し合いの内容をどう考えておるのか。前に約束されたことをすべて履行されるような話し合いをされるのか、その辺をよくお聞きしたいと思えます。みやぎ会さんでもかなり業務上忙しくて、話し合いにはなかなか乗じられないというふうなお話でございますが、それはそれとして、村に誘設された条件はそのようなことになっておりますので、村との協議には、これは即対応してくださるといふふうに考えておりますので、忙しいこと語ってはいられないような状態であると思えますので、その辺村長はどういう覚悟で臨まれるのか、その辺をお聞きをしたいと思えます。

次に、振興公社設立についてでございます。

「手・まめ・館」、これは平成17年、当初村長就任時代から企画されて、15年から始まって17年に運営開始をされておるわけでございます。職員も2人派遣されておると。当初は3人。そういうことで、それから丸々5年過ぎておるわけでございます。当初は17年には公社設立で、独立採算制で運営をさせるというようなことでございまして、審議会というような

ものを立ち上げて協議されてきたはずでしたが、先ほど村長答弁では準備委員会に移行するというようなことでありますが、全然具体化されていないように感じられます。通告にも申しあげましたとおり、やはりこれはいつまでも村が経営するのではなくして、独立採算制で任せるべきであると。いい例は、ほっとはうすですか、ああいうふうに償還期間も終わった時点でも継続されておるといことで、村の貴重な税収をつぎ込んでおるといような状態でございます。年々、維持管理費もかかっているし、今回も補正で空調関係の設備をするというようにございまして。耐用年数もそろそろなくなってくるように感じておりますので、あのような二の舞を踏まないような、やっぱり経営策を示さなくちゃならないということを考えております。また、「手・まめ・館」、これは先ほど申しあげましたとおり、数年過ぎておるわけですが、それらの収支決算、内容等は全然、我々議員には示されておりませんので、過去5年間、17年から21年までの収支決算、これは役場職員の給料を含めた、派遣されておる給料を含めた収支決算書も提出を求めたいと思います。

それで、その準備会なるものですが、委員のメンバー、それもお聞かせ願いたいと思います。それで、今後どのような形であれを開催されるのか。そして、何年をめどに公社設備、法人化を立ち上げるのか、それもお聞かせ願いたいと思います。

それから、これは8番議員の関根政雄君からも申し出があつて、つけ加えたいと思うんですけども、今度堆肥センターを運営するに当たって、村には畜産農家、それから認定農業者あるいは農家に対する対応策、それから当然、先ほどいろいろ説明会とか何かをもって皆に周知するというようなことでございまして、それらをどのような方法でやられるのか、早急にこれは進めなくちゃならないというふうに考えておりますが、それらについてもお聞かせ願いたいと思います。団体との交渉には、そのようなメンバーが含まれていると思いますが、さらにこれは堆肥舎の運用、それからそれらへの恩恵を与えるべく、やっぱり対応策が急務というふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、第3点でございます。通告には多分ここ入ったと思うんですけども、私、それを、国保税というのは、ある程度法定準備金、国保の一つの準備金というか基金は積み立てる、これは法律上決まっておるわけでございます。多分、9,000万円くらいの準備金が必要かと思いますが、現在六千何百万円というふうな数字になっております。当然、法定基金には満たないんでございまして、先ほど申しあげましたとおり、国の交付金、それから特別交付金にしましても、よその行政町村よりも多いということは、それらの一つの村民の努力が功を奏しているというふうに感じられております。それに対して、先ほど村長も、間もな

く23年度の納税期間、これは今までの例からすれば5月のそういった閉鎖期までというふうなことで徴収を求めてきておったんですが、今年度は3月いっぱいというようなことで特例措置をとっておるとい、先ほど村民の義務である税金、納税に対しては、なかなか今年度は容易ではなかろうというふうに考えております。

聞くとところによりますと、3月現在でもって西山地区が完納されたというふう聞いておりますが、ほかの6区においてはまだ達成されていないと、これは3月31日までありますから、まだ余裕はあるかと思いますが、なかなか難しいなというふうに考えております。これらの努力というものは、これ村民が今まで53年間続けてきたわけでございます。その間、今申されたように、国保のほうの関係でもって交付金が来ておると、それが減税につながっておるんだというふうな答弁でございますが、それでは村民は納得できないと思います。村長2期目におきましては、かなりのハード事業をやっております。これから先、それらの償還は、過疎債、それから辺地債等の起債をもって償還していけばいいんだというふうな答弁かと思いますが、やはり数こなしてきた耐震以外のハード事業を進めてきた事業に対しては、これからが村民がその負担、償還をしなければならないような時期に入ってくるわけでございます。そうした面でも、この納税完納というものは大変な力になるというふうに考えております。ことし、完納が危ぶまれておる中で、最後の村民への気持ちとしても、やはりこの村の税金に対する歓迎はすべきであるというふうに考えておりますが、それらについて村長の考えがあるかどうか、それらについてもお聞きしたいというふうに考えております。

以上、1回目の再質問を終わりたいと思います。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 11番、前田議員の再質問のまず最初のみやぎ会との経営移譲であります。社会福祉協議会はただいま、こここのところ全体事業で2億円ほどの事業であります。このうち、本体事業が2,000万円ほどあります。委託事業が4,000万円ほどございます。本来のデイサービス、通所サービス、訪問介護とか介護保険事業、ほかに1億2,500万円、こんな感じで、この移譲する、お願いする事業がこの介護保険事業の1億2,500万円であろうかと思っております。この辺の当初の介護保険事業で、みやぎ会で来てくださる地域密着型のところの施設、そしてグループホーム、これらの事業と合わせてこの介護保険事業も委託できればという考えで当初おりましたが、いろいろ不都合がございました。

正直言うと一番は、一生懸命働いている社会福祉協議会の職員の給料体系です。この給料体系を減額させるわけには、私は余りいかないと認識しております。この辺が、長い間でう

まく調整できればいいな、みやぎ会には法人として努力してもらい、村のほうでも職員にこの辺を理解してもらいながら徐々に給料の格差を埋めていくのがまず最初の問題かなと、こう認識しております。この辺、しかと会議しながら、あと、みやぎ会では今のところ、宿泊関係ですか、特養の施設とグループホームの仕事で今いっぱいだし、それで待機者が出ているほどの盛況ぶりであろうと思います。これはその事業に皆さん信頼を寄せての規模かと思えます。ただ、社会福祉協議会のほうでも今、精いっぱい、いろいろその事業をやっております。これらの事業につきましても、職員の皆さんが頑張っております関係上、こういった村の施設としてすべて法人にお願いしていいのかなという、正直なところ、そういう思いで2カ所ほどあってもいいのかな、そういう思いでもおりますので、だんだんにその辺、当初の考え方も大事にしながら、あとみやぎ会の職員の待遇等も考慮しながら解決していかねければならないのかなと思っておりますので、どうぞご理解をいただきたいと思えます。

あと、2番目の振興公社設立、いつまでやってんだというおしかりですが、私はこの、まめで達者な村づくり事業始まったのが、寂れている農業の振興、その生産縛りしているような現状の価格を打破するには、生産者が、農家の人が意欲を持って生産できる価格体系にあるんだ、この値段さえしっかり保障してやれば、生産意欲は、そして勤労意欲は旺盛なはずだ、そういう考えで、これを実践させるのには1次産業の6次産業しかない、生産から加工販売まで手がければ、何とか高値で買って、かなり経営は成り立つ、そういう思いで始まったのが、まめで達者な村づくり事業で、高齢者にお願いした豆づくり、そして商工会にお願いしておりますエゴマ栽培であります。これがだんだんに拡大化してきて、この有機農業、農業が他産地と差別化するには、今の農業でなくて肥料あるいは農薬に頼らない農業を目指せられれば、また違った農業が展開できる、鮫川村の農業の生きる道が開ける、こういった思いで有機の里づくりに発展してしまいましたというのが、正直の感想です。

この今の一つの大きなハード事業に投資をしているという、これから先の返済が容易でないという議員の指摘ですが、今回の事業はほとんどが、議員の皆さんあるいは役場職員の先見の明がある、先行的な計画があったために、ほとんどが100%交付された経済対策臨時交付金で返済の伴わない交付金、資金を活用させておる事業が8割になってございます。この辺をどうぞご理解をいただきたいと思えます。これは、振興公社さんもとてできない事業であります。村でやっているからこそできた事業であると思っておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

ただ、いつまでもこの売り上げが1億円を超した「手・まめ・館」直売所が皆標準でいい

のかという思いがありますから、早目に私は堆肥センターが稼働できれば、すぐに立ち上げることできるのかと思っておりましたが、今、堆肥センターは決して独立採算でもうかる部門ではございません。この辺はどうぞご理解いただきたいと思います。この辺を組み入れますと、堆肥センターを振興公社の中に入れていいのか、それともこれは別団体にすべきなのか、この辺も皆さんと一緒に検討させていただきたいと思います。

次に、「手・まめ・館」の収支決算であります。これは5年間、毎年青色申告しておりますので、すぐにこれは提出することは、皆さんにお示しすることはできると思います。ただ、12日も行いますので、あしたには皆さんに、各議員さんにお届けするようにします。

あとは、国保会計ですが、先ほど答弁したときもお答えしましたように、これから国の政策がまだまだ不安定な様子を示しております。今、財政調整基金は、きょう現在で6億3,000万円ほどです。ただ、23年度当初予算で示しておりますとおり、一般会計予算に1億円の繰り入れを財政調整基金からさせていただいております。ですから、残りは5億5,000万円かと思っております。他町村を見ますと、ほとんどの町村が5億円以上の財政調整基金を持っていると思います。私は、こんな小さな村だからこそこの倍くらい、10億円くらいの準備金は、財政調整基金は必要かなと思っております。これは、決して無理強いをするのではなく適正な事業をしながらこういった余剰金を見出していくような、繰越金を生み出していくような事業展開でやっていきたいと思っておりますので、どうぞご理解をいただきたいと思っております。国保税もそういったことで、今は村単独でやっておりますが、これが国の指導ですと、県一本に早くなってくればいいなという思いで取り組んでおるところであります。

以上で、11番、前田議員の答弁とさせていただきます。

○議長（前田三郎君） 11番、前田君。

○11番（前田武久君） まず最初に、みやぎ会さんとの契約条項ですか、それには議決時に村長が約束した条項などが入っているんですか。それと、その契約書は本書は我々に提出する必要はないですが、それらの写しを見せていただきたいというふうに求めたいと思っております。

それから振興公社、通告どおり、村長の考えが微妙に変わってきておるところを言いたかったのは、今答弁したような答弁に変わってきておるところでございます。当然、これは当初から堆肥舎で営業して利益を得るというようなことは難しい、これはだれもわかっている。それを言ったのは村長なんです。堆肥舎ができ上がった時点でもって公社設立をするんだと言ったのは村長なんですよね。我々が求めたわけではないんです。だから、その辺、公言したことを守れないというのは、その辺の理由をよく聞きたいんです。

これは確かに、何年か過ぎれば状況は変わってくると。それでは前、みやぎ会さんへの助成金の約束事も村長が言って、それを数年過ぎても守れないと。それから、先ほど9カ月過ぎた中での話し合い、これはきょうはみやぎ会さんの施設長さんも来ておるし、施設長さんが権限を全権与えられているならば、その協議会は具体化すると思えますが、最初、本部と話し合いをしなければ煮詰まらないということになれば、こっちから出向いてもやっぱりやるべきじゃないかというふうに考えております。この前のあれでは任期中にできるだけ善処するというようなことでありますが、任期中9カ月かかってやれないものが、どうして任期中に善処できるんだか、どういう覚悟を持っているんだか、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 11番の前田議員の再質問の、まず契約書はありますから、もう一度皆さんに閲覧をしていただきたいと思います。

あと、経営移譲ですが、先ほども申し上げましたように、今社会福祉協議会には正職員が20名おります。そのほかに、臨時の皆さんが約10名ほどいます。こういった人の生活もあります。まず、一番ふぐあいなのが給料です。給料を下げるわけには、私は生活の、皆さん一人一人が大事な鮫川村の村民ですから、これらの生活を守らなければならないと思っております。この辺のふぐあいを早い時点で解消したい。それには二、三年では追いつかないのではないかと思います。こういったことがまず基本にある中で、みやぎ会の本部の皆さんとどういった形で移譲できるか話し合うように努めていきたいと思っております。ただ、それだからといって、みやぎ会は併設の介護事業のデイサービスあるいは訪問介護事業をやりたいとは全然まだ申してはおりません。今みやぎ会は老人福祉での地域密着型の介護事業と、あとはこころの事業とグループホーム事業で精いっぱいなんではないかと思います。こういったことで、ぜひそちらのほうで大きく飛躍していただき、介護保険事業は鮫川村の、今、職員の皆さんが一生懸命頑張っておるからこの辺で見守っていきたいなと、そういう思いでありますので、ご理解をいただきたいと思います。

あと、堆肥センターと振興公社の組み合わせであります。私はこの振興公社が直売所が経営がうまくいくことが堆肥センターの赤字の補てんにもつながるのかなと、そういう思いで当初計画して考えておりました。これは、これから経営してみなければわからないと思っておりますが、この辺はどうぞ鮫川村、農業村でありますから農業振興こそが村の存続にかかわると思っております。ご理解と皆さん方のご協力をお願いするところであります。

これで答弁とさせていただきます。

○11番（前田武久君） 議長、もう一回。最後の詰め。

○議長（前田三郎君） 11番、前田君。

○11番（前田武久君） そうすると、今の村長答弁では実行は難しいということですね。はっきり言ってください。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 11番の前田議員の再質問であります。まず今の段階ではおっしゃるとおりであります。

◇ 関 根 政 雄 君

○議長（前田三郎君） 8番、関根政雄君。

〔8番 関根政雄君 登壇〕

○8番（関根政雄君） 今般の定例議会におきまして、2点の一般質問通告をいたしましたけれども、議会運営委員会の判断によりまして1点に絞りまして、一般質問をするものであります。

一つ、村民憲章や村民の歌が反映される村づくりについてであります。毎年度発刊されている「さめがわの教育」に、「村民憲章」と「村民の歌」が掲載されております。また、毎朝の定時に防災無線を通じて村民の歌が流れており、村民にはその旋律は定着しているものと認識をしております。しかしながら、近年これらの村民憲章への村民の意識が薄くなっていること、さらに村民の歌を歌えない村民が大半であることも事実であります。村民憲章や村民の歌は村の象徴、村民の誇りであることから、社会教育や青少年教育においても生かすべきと考えております。それらの今の現状は一体どうなっているのか、またこれらを生かす村民憲章や村民の歌が反映できる村づくりについて教育長は今後の方針についてどのようにお考えなのかお伺いをいたします。

以上1点、一般質問をいたします。

○議長（前田三郎君） 教育長、奥貫洋君に答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 奥貫 洋君 登壇〕

○教育長（奥貫 洋君） 8番、関根政雄議員のご質問にお答えいたします。

ご存じのように、本村にはほかの町村に誇れる村民憲章や村民の歌があります。それらは

21世紀を目指して住民の思いを結集したもので、その精神はこれからも生きていくべきものと思っております。申し上げるまでもなく、村民憲章は、村民の取り決めであります。村民の歌は村の理想を歌い、村民の心を発揚し心を合わせるために選定されたものであります。村民憲章の精神は、時代を超えても変わらない基本的なことばかりでありますので、諸施策にも生かされております。村民憲章の文言は忘れても、本村の住民意識に残り、それらを考えて実践できるように努めてまいりたいと思っております。また、村民の歌につきましては、制定してから四半世紀の経過があり、諸般の事情で村民の意識も薄らいでいるのも事実であります。そこで学校関係、教育委員会関係を調べてみますと、学校関係では、これまで連綿として歌い続けてきておりますのは、青生野小学校だけのようでありました。

現在は、鮫川村のホームページに歌詞と旋律とが聞けるように掲載されております。そこで、これは教育委員会としても3年前に毎年夏に行われるNHK交響楽団第1コンサートマスターの山口裕之先生の主催するフロイエンベルグ・アンサンブルの皆様の演奏に加えていただきました。そして、村民の皆様に披露しております。また、新たにCDを作成しましたので、学校では日常の清掃活動の時間や四季折々に指導して啓発を図っているところであります。さらに、毎年11月3日に行われる村の音楽発表会においても披露できるようにしております。今後は、鮫川村の文化的な行事の要綱などに歌詞を掲載し、村民の皆様が歌に親しめるようにしてまいりたいと思っております。

以上申し上げ、関根政雄議員のご質問の答えといたします。

○議長（前田三郎君） 8番、関根政雄君。

○8番（関根政雄君） 教育長のほうから、この制定の理念と伺いますか、基本的な考え方をお聞かせをいただきました。また、青生野小が歌い続けているということに対しても、初めてわかったことでありますし、特に村民の歌そのものが歌えない、実は私も歌えません。旋律は毎朝7時のときに流れますので村民だれでもできるんですけども、この歌詞を歌えるという人はまず皆無に近く、いないと思っていましたが、小学校で歌われているということでもあります。

そこで再質問なんですけれども、この村民憲章、公共施設に掲示されているということはわかるんですが、村内の一体どこの場所に憲章が掲示されているのか、それともう一つは、村民の歌、青生野小学校以外に歌う機会はないのか、今コーラスという話もありましたけれども、できるのであれば朝の7時の旋律だけでなく、コーラスの方々が歌詞を交えて歌っているのであれば、そういったものも定時に流す、歌詞も流す。この歌詞をよく見えます

と、教育長おっしゃるように、大変村の自然の豊かさを見事に歌い上げている歌詞でありますので、そういった旋律だけでなく歌詞まで一緒に流す、そしてまたある町では、電話がきた時での待っているときにこの町民の歌を流している町が結構多いもんであります。そういった常日ごろからの耳につく、国歌や校歌と同じであります、そういった村の誇りを、村の村民の関心を高めていただくような方法をとるべきではないかなと思いますが、教育長のお考え、お伺いいたします。

○議長（前田三郎君） 教育長。

○教育長（奥貫 洋君） ご質問にお答え申し上げます。

村民憲章につきましては、各地区の公民館ですか、集会施設に、ちょっと古いんですけども、それから公民館にももちろんございます。この内容はきっとご存じだと思いますけれども、常日ごろの美しい村、文化の高い心の触れ合う福祉の村、豊かな村、それから連帯と責任意識を深め希望、活力というようなことで、常日ごろ村の行政の中で行っていることでありますので、その精神は生き続けているんだと、こんなふうに思っております。

次に、歌のほうでございますが、確かに現在歌われているのは青生野小学校だということですが、実際にこの歌を子供たちに教えるとなると、年度初め、1年生は大変な負担がなくて、運動会がすぐありますので、たくさんの歌を覚えなきゃならない、校歌を初めですね、そういうことで、実際大変だったことは話がありますが、公共の、特に学校で歌詞を、歌を覚えれば子供たちは忘れられないだろうと思っておりますので、何らかの形で23年度以降、もう少し各学校の協力をいただいて進めてまいりたいと思っております。

次に、電話とかあるいは朝の放送とかというときに、これを流しますとどういう問題が起きるかという、うるさいから早く切ってくれと言う方も、朝のお忙しい時期にあるのではないかな、こんなふうに私も聞いておりますので、どういう方法がいいのか、今後検討してまいりたいと、こんなふうに思っております。何らかの形で意識の高揚を図るために、ただ放送で流せるかどうか、このことを含めて検討してまいりたいと思っております。

以上でお答えいたします。

○議長（前田三郎君） ここで、午後2時10分まで休憩します。

（午後 1時59分）

○議長（前田三郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時10分）

◇ 岡 部 明 君

○議長（前田三郎君） 一般質問を行います。

1 番、岡部明君。

〔1 番 岡部 明君 登壇〕

○1 番（岡部 明君） 今議会において、4 点ほど質問いたします。

1 つ目、国道289号の路線変更について。

国道289号の路線変更については、渡瀬字関下地内から鹿角平方面を回り、国道349号、（俗称）姿平地内に出て国道349号を経由し、青生野小の丁字路で289号につなげる路線計画の説明会が過日行われました。その際に、県職員説明で新国道289号ができれば、旧国道を村に移管したい話がありましたが、村長の考えを伺います。

2 つ目、鹿角平観光牧場内の村道整備について。

イベント「うまいもの祭り」に昨年は6,000人近い人が来客し、道路が大渋滞して大変困りました。このほかにも鹿角平を会場にした「さわやか高原ロードレース大会」の開催、またクロスカンントリーコースの整備計画と相まって、今の鹿角平内の村道は幅員が狭いこともあり、改良の余地があると思いますが、村長の考えを伺います。

3 つ目、携帯電話の不通話地区の解消について。

村内の携帯電話の不通話地区はどれくらいあるのか、その実情とこれからの対処について伺います。

4 つ目、簡易水道の実情と新築住宅建築に伴う水道施設の対策について。

村の簡易水道など水道普及率は給水世帯で約45%、給水人口で約42%と聞いていますが、飲料水に困る世帯はないのか、その実情と定住人口をふやす上でも飲料水は第1条件の一つだと思いますが、水道対策について、村長の考えを伺います。

以上です。

○議長（前田三郎君） 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

村長。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 1 番、岡部明議員の4 つの質問について、まずお答えいたします。

まず最初の質問の国道289号線の路線変更についてであります。国道の渡瀬工区の道路移管につきましては、渡瀬区、青生野区を対象にして、昨年12月14日、渡瀬区集落センター

で出席者は県南建設事務所職員3名、村職員1名、地権者等の関係者27名が出席して説明会が行われました。説明会では道路線形を現道案からバイパス案に変更したいと説明がありました。計画では、大字渡瀬字中野町の信号機にある交差点から字関下までの約1.7キロメートルを現道区間として改良します。その先、約6キロメートルをバイパス区間とする案で、既に2車線と改良済みになっている村道関下・関口線、村道関口・世々麦線をそのまま国道として利用します。それから、林道関口・鹿角平線を通り、鹿角平観光牧場の東部を經由して姿平地内の国道349号に接続します。そして、青生野小学校までをバイパス区間として歩道なしの2車線に改良する計画であります。現道案をバイパス案に変更した理由は、県南建設事務所の説明では工事費の削減であるそうです。現道案だと100億円程度、バイパス案だとその半分の50億円程度で済むそうです。工事期間も10年間で完了する予定だそうです。

ご質問の289号バイパス工事が完了した後に、旧国道の管理を村が行うのかであります、説明会でも説明したと思いますが、バイパス工事が完了するまでには福島県と鮫川村が協議して決定することになっています。説明会に出席した関係者からは、国道として県が管理してほしいという意見が多くあったと聞いております。現時点での私の考えとしては、旧国道はバイパスのルートから離れており、延長も約5キロメートルになる見込みで、村道に所属がえして管理するのは長過ぎると思いますので、国道のまま県で管理してほしいという思いであります。

次に、2つ目の質問です。鹿角平観光牧場内の村道整備についてであります。昨年10月17日に行われました第23回高原の鮫川うまいもの祭りには天候にも恵まれ、多くの観光客が訪れました。会場の鹿角平観光牧場には、ほとんどの人が個人車で来られました。入場時間が9時30分であり、駐車場へ入る車が集中したため、村道関口・世々麦線の通称ボラ坂から関口地内まで未改良区間が渋滞したと聞いております。ご質問の村道改良計画であります、先ほど1つ目の質問で答弁した国道289号線バイパス工事計画で、鹿角平観光牧場の東部を通過する計画であるため、鹿角平観光牧場の管理棟を結ぶ牧場前の村道改良については、国道の道路線形が明らかになった時点で検討してまいりたいと思います。

次に、3つ目の質問です。携帯電話の不通話地区の解消についてであります。

本村における携帯電話の不通話地区の状況ですが、毎年県からの照会により、7月1日現在における携帯電話の通話可能世帯に関する調査を実施しております。これは、NTTドコモやKDDI、ソフトバンクなどの携帯電話会社のうち1社でも通話が可能な世帯の割合で

ありますが、昨年の調査によりますと携帯電話の通話可能世帯の割合は70.4%でございました。これに昨年の調査日以降に供用開始された福原地区、石井草地区、遠ヶ竜地区及びこと今年度の補助事業により現在整備を進めている中沢、岫長、塚本、蕨ノ草の4地区、さらにNTTドコモの自主事業により整備した田尻地区を加えたこれらのまちにおける携帯電話の世帯カバー率は約80%に達する見込みでありますので、携帯電話の不通話地区は約20%、村内の2割と推定されております。

不通話地区の解消に向けての今後の対処ですが、補助事業の要件である携帯電話が1社も使えない地区で、なおかつ携帯電話会社の事業への参画が得られない地区については、計画的に補助事業により整備を進めてまいる考えです。補助事業の要件に該当しない地区については、不通話である携帯電話会社に自主的な整備を進めるよう、引き続き要望してまいります。今後も携帯電話の不通話地区解消に向けて計画的に取り組んでまいる所存であります。

次に、4つ目の質問です。

簡易水道の実情と新築住宅建築に伴う水道施設の対策についてであります。村の水道普及率は議員のおっしゃるとおりで、昨年4月1日現在の住民基本台帳の世帯数と人口で計算しますと給水世帯で44.6%、給水人口で42.4%です。全世帯の半分にも達しておりませんので、水道施設の拡充を図りたいと考えております。

ご質問の飲料水に困る世帯ですが、平成7年2月に飲料水確保工事に関する陳情書が西山区からと、平成15年9月に生活飲料水確保事業に関する陳情書が赤坂西野区からの2行政区から提出されております。そこで、陳情されている地域を対象に、平成20年1月に水道に関する住民アンケート調査を実施しました。調査区域は、西山区から陳情されている区域、西野内、宝木、押野、岩野草の世帯、赤坂西野区から陳情されている区域は、茅、切払、草牛の世帯を対象に調査を行いました。アンケート調査の結果を踏まえて、村水道の整備を必要としている戸数の多い地域から水道施設の整備を計画したいと考えています。今年度は、村内にある簡易水道が2カ所ですか、専用水道が1カ所及び飲料水供給施設5カ所を廃止して8つの施設を鮫川簡易水道として統合します。そして、給水区域に隣接している未普及地域についても解消を図るため、鮫川簡易水道事業経営変更認可申請書を作成しました。福島県知事に3月中には申請する予定であります。計画は、給水区域の拡張工事を落合地区、そして2番目に今困窮している茅地区、そして切払地区の3地区を23年度から年次計画で実施したいと考えております。期間の改良工事は鮫川簡易水道の鍬木田配水池が昭和46年に整備され、40年が経過しており、老朽化が進み配水に支障を来すおそれがあることから、配水施設

の更新を26年度から計画したいと考えています。

次に、村としても定住人口の維持、増加が急務と考えており、その一つとして公営住宅等の整備を進めております。住宅団地を選定する条件として、村の水道の給水区域内であることを重視しており、住宅建設には飲料水の安定供給が必要と考えております。

以上で、1番、岡部明議員の4点の質問の答弁とさせていただきます。

○議長（前田三郎君） 1番、岡部君。

○1番（岡部 明君） 289号についてはこの前、地元のほうでもちょっと話ありまして、やはりバイパスという形ならしやうがないんじゃないかという、そういう考えもありました。でも、今度はその国道をなくして県のほうでやっていくと、その道路の整備とか何かというとなかなか難しいのかなと。地形的にいいますと、川沿いにずっと上がっている道ですし、青生野地区から下がったところには大関の会社もあります。そういうことを考えて、観光道路ということもありますけれども、そういう流れではかなり悪い道ではないんじゃないかと、そんな気がします

今、村長の答弁の中で、鹿角平のほうを抜けていくというわけなんですけれども、関口下の、あそこは藤田さんのところから姿平にかけてのみ、あれは去年、おとし改良があって法筋になった状態ですけれども、あの経費が約8,000万円かかっていますよね。その8,000万円かけた道路をまた壊して今度国道に昇格だという話。私ら住民としては、それほどかけた道をまた改良して今度国道に昇格していくというのも、何か矛盾しているんじゃないかな。国の計画のほうでやるからしやうがないのかなと思っていますけれども、それも随分無駄遣いしているような、そんな思いがあります。

それでもやっぱり、方向性的にはちょっと回り道をして今コースが動いているような状態ですし、そして実際のところ、多分バイパスができて旧道のあの道を通るトラック類はかなり多いと思います。地形的にも結局は青生野小学校から逆に上って、そしてぐるっと回って下っていく状態だから、何かちょっと違うんじゃないかなという考え方あります。どうしても、今までの国道が重視されるのかなと、そんな思いがあります。

関連してなんですけれども、2番目の鹿角平観光牧場に対しても、今の関口下から道は細いなりにも鹿角平観光牧場を過ぎて今度は長井進君のうちのところに抜け出る道ですけれども、あの道もかなり今、地元としても使っていますし、ロードレースでもあの道を利用してやっている状態です。でも、結局は交通量とか何か見ると、危ないって、車通りながらそこを走っているという、走者の人が走っているというのは本当に危ない状態だと思

います。何回かコース的に見ていいんですけれども、全面通行どめみたいな形してやっていますけれども、それでも幅員が狭いなと思います。ましてや、今度クロスカントリーとなると交通量もふえてくるのかと。イベント面でもそうですし、これから観光開発としても幅員についてはもうちょっと考慮していただきたいと思います。

あと、携帯電話についてはわかりましたけれども、4番目の水道面ですけれども、住宅の水道面なんですけれども、例えば、商売をしようというときに、そういうときには必ず保健所で、簡易水道がないと許可がおりないですね。そうすると何か事業とか何かしよう、そういうときにはこの施設がないとできないと。じゃその施設のあるところに店を建てようという、これもまた無理があるのかなと。そうなれば、簡易水道の欲しいところですか、そういう人を中心とした構想、それと同時に今、住宅問題が前の先輩方の質問の中でもありますけれども、住宅問題については何でかで住宅を建てて、ここに住んでくれじゃなくて、この土地を利用してここにうちを建ててくれないかと、そういう考え方もあると思います。そこにやっぱり必須なのが、その水条件だと思います。その点についてもよろしく願います。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 1番、岡部議員の再質問であります。まず最初の289号のバイパスの構想であります。これは議員お話しのとおり、関下から姿平に抜ける道路は林道で、それほど8,000万円ほどかけて4年前に開設したばかりなんです。ですが、当時の県議に話を聞いたところ、関下・関口線のあのバイパスの構想はあそこで打ち切りだということになりました。ここから先はないよという、そういう県の建設事務所の、そして県議の考え方があったものですから、これではいつまでも砂利道では不都合かけるということで、あその舗装に、林道の舗装ということで65%の補助でやらせていただいた道路です。確かに、国の考えだからいいのかというのは非常にご異議あると思いますが、それはその道路を改良してまた関下に差さっていないというのは、国のほうでは十分承知なはず。ですが、その工事が始まるまで恐らく、あと五、六年かかると思います。それまでには、改良した道も傷むのではないかと思います。そういった感情も和らぐのではないかと、そういう思いであります。

ですから、岡部議員が言うには、逆に姿平じゃなくて世々麦のほうに行ってもらえればまた改良できるわけなんですけれども、あそこは急勾配なんです、ボラ坂から。その辺で建設事務所の考え方が、航空写真か何かで判定して線形を選んだと思います。こういったことも検

討させていただきたいと思います。

あと、今この道路のこの完成した時点で、ボラ坂のほうの道路のほうもまた拡幅工事とか検討させていただきたいと思います。

あと水道ですが、今、議員が話したいのは青生野地区の水道の施設が、ごく一部の地区だけなんです。こういったことで、必要な地区で事業をやりたいと思ったときに、水道施設がないためにできない地区があるということで、もしそういった地区があれば、事業で採択もできると思いますので、こういった事業にまず手を挙げて、水道の申し込みをまず住民運動で要望活動をしていただければ、また検討できるのではないかと思いますので、その辺。あと青生野地区は、学校付近ですと水道が普及されておりますので、あの辺でできれば開発していただければ、なお村としては都合いいのではないかと考えております。

以上で4点、回答させていただきます。

◇ 前 田 雅 秀 君

○議長（前田三郎君） 3番、前田雅秀君。

〔3番 前田雅秀君 登壇〕

○3番（前田雅秀君） 3月定例会において一般質問を、3番、前田が行います。

平成23年度当初予算について。自立した村づくりについては、第3次振興計画の理念に基づき、さぎり荘の改築事業、「手・まめ・館」の増築事業、さらには堆肥センターの建設事業など、積極的に推進していることは大いに評価するものであります。

さて、昨年秋の総務省の報告によれば、過疎対策事業は、過疎の町や村の計画に基づき、いわゆるハード、ソフトの両面から、幅広く総合的に実施されている。分野的に見ると、交通通信体系の整備等がシェアをやや下げ、他方では交通通信体系の整備等のうち、通信・情報化関係、生活環境の整備、医療の確保のシェアが徐々に増加するなど、過疎対策事業の内容は時代のニーズに応じて変化してきていると報告されているところでございます。本村において交通通信体系の整備等が重要案件であることは当然のことと考えますが、他方において、今後村民が安心して生活するため、また交流人口の確保を図っていくためには、生活環境の整備、高齢者や子供の保健及び福祉の向上、医療の確保などの生活の質を高めていくこともハード面の整備以上に大切なことと考えます。そこでお尋ねをいたします。

1つ目に、平成23年度の当初予算において、生活環境の整備、高齢者や子供の保健及び福祉の向上、医療の確保などの村民生活の質的向上について、どのように反映されているのか。

2つ目に、重点的に取り組む目玉的な事業は何なのか。

2問目に、公の施設と管理について伺いをいたします。

村は、平成17年12月に鮫川村指定管理者による公の施設の管理に関する条例を定め、この条例の中で鮫川村の「手・まめ・館」を初め、10カ所の公の施設の管理を指定管理者に行わせることができると規定しているところでございます。この条例制定は、平成15年6月に地方自治法の一部が改正され、同年9月から施行されました指定管理者制度の導入、つまり公の施設は指定管理にするか直営にするかのいずれかを選択しなければならなくなったことを背景とするものであります。指定管理者制度は、多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的とするという趣旨のもとに成立しているものです。

現在、堆肥センターの完成を機会に振興公社を立ち上げ、公の施設である堆肥センターの管理を、振興公社を指定管理者として委託する計画と伺っております。いろいろ事情もおありとは思いますが、この際、直営にすべきものは直営に、そうでないものは地方自治法の原理原則に従い、指定管理者の管理に委託と考えますが、公の施設の管理について村はどのように管理しているのか、お尋ねをいたします。

○議長（前田三郎君） 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

村長。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 3番、前田雅秀議員の2点の質問に対してお答えを申し上げます。

まず、最初の質問である平成23年度当初予算について説明を申し上げます。

まず初めに、生活環境の整備、高齢者や子供の保健及び福祉の向上、医療の確保などの村民生活の質的向上についてどのように反映されているかというご質問に対してのお答えを申し上げます。

平成23年度の予算編成に際しましては、本村が充実していくために大切なことは、あらゆる工夫をして歳入確保に取り組むとともに、村民の安心と安全を確保を最優先にした魅力ある鮫川村を創造していくことにあります。また、社会問題としてクローズアップされている無縁社会にならないため、地域のきずな、人と人とのつながりを大切にされた地域づくりを進めていきたいという方針を職員に示して予算編成に臨んだものであります。

具体的な予算の内容であります。議員お示しの行政施策区分に沿ってご説明を申し上げます。

まず初めに、生活環境の整備であります。水道施設の整備につきましては、23年度から2年かけて落合地区に簡易水道を整備いたします。そのために、簡易水道特別会計事業費4,800万円余りを計上しております。次に、下水道整備では合併浄化槽整備として711万円を計上しております。また、ごみのない美しい村づくりを一層推進するため、新規事業として道路廃棄物回収作業をし、226万8,000円を計上しております。廃棄物の処理、火葬場と葬祭所の運営費として東白衛生処理組合負担金7,204万5,000円も計上しております。

消防の防災対策費としましては、常備消防運営負担金に7,404万5,000円、23年度から消防組織が改編されるため、消防団運営費に2,196万7,000円、このうち団、分団の整備に125万円を計上しております。また、小型動力ポンプ付積載車2台を配備するため、764万8,000円を、さらに防災ヘリポート整備のための調査費として21万円を計上しているものであります。

村営住宅の整備につきましては、広畑団地に3棟6戸を整備する予算として1億598万8,000円を計上しております。次に、高齢者や子供の保健及び福祉の向上分野ですが、介護事業の充実を図るため、一般会計から介護保険特別会計に7,038万5,000円を繰り出します。また、地域おこし支援センター機能充実のために603万7,000円を計上しております。後期高齢者医療給付事業として、6,775万8,000円、高齢者生活支援事業として筋力づくり教室運営費に402万円、高齢者紙おむつ給付事業に210万円、高齢者にやさしい住宅改修事業費に54万円、介護予防の新規事業として在宅高齢者お助け事業を実施するために582万9,000円を計上しております。また、高齢者世帯の自立支援事業として緊急通報システムに149万2,000円、村・社会福祉協議会に委託して実施する高齢者住宅運営費と居住サービス運営費に285万円、障害者福祉事業としては重度心身障害者医療助成として960万円、障害者自立支援給付費として6,585万6,000円、日常生活養護給付費として71万7,000円、補装具給付費として89万円、自立支援臨時特例基金給付として860万9,000円、新規事業として鮫川福祉会たんぼぼの家への運営費助成として110万円などを計上しております。

子供の保健及び福祉分野ですが、乳幼児から中学生までの医療費無料化のために1,174万7,000円、これは新たな新規事業ですが、子宮頸がん、ヒブ・小児用肺炎球菌予防接種に585万円、乳幼児健康診査事業に63万円、妊婦健康診査事業に343万1,000円、赤ちゃん誕生祝い金支給事業に165万円、紙おむつ給付事業に372万円などを計上しております。子供たちの福祉向上のために、保育園運営費に1億224万8,000円を計上し、待機児童ゼロ政策を実施しています。また、新規事業として幼稚園の入園料、授業料を無料化する予算措置も講じており

ます。さらに、子育て支援センター運営費として3,022万2,000円を計上し、子供たちの健やかな成長と保護者が安心して働ける条件を整備し、定住人口の下降につなげたいと考えております。また、すべての住民の健康を守るため、住民健康診査事業に1,807万円を計上しております。

次に、医療の確保ですが、国保診療所の医師確保のために1,740万円を計上し、引き続き北崎先生に勤務をお願いすることで、先生のご了解を得ております。常備消防鮫川分署の救急車出動態勢につきましても、従来同様、迅速な対応ができるようにしていく所存であります。また救急医療体制の一層の充実を図るため、防災医療ヘリポート整備を図るための調査費を計上しているところであります。

次に、重点的に取り組む目玉的な事業は何かという質問であります。事業費的には広畑住宅団地の建てかえ事業と落合地区簡易水道施設整備事業の2つのハード事業を創出しておりますが、ただいまご説明いたしましたソフト事業は、いずれも村民生活の質的向上を図る上で甲乙つけがたい重要な事業であります。ご提案しております23年度予算案をご承認いただきましたならば、その具体化のために全力で取り組む所存でありますので、ご理解とご協力をお願いするところであります。

以上で、2点の質問の答えとさせていただきます。

○議長（前田三郎君） 3番、前田君。

○3番（前田雅秀君） 3番、前田です。

公の施設と管理についての答弁がちょっと漏れていますので、すみません、2つ。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 申しわけないです。2つ目の質問です。公の施設の管理についてお答え申し上げます。

2番目の質問であります指定管理者による村施設の管理運営、特に現在建設中の土づくりセンターの管理運営についての質問であります。鮫川村指定管理者による公の施設の管理に関する条例に基づき、現在10の施設を6つの団体の皆さんに指定管理者として管理運営をお願いしているところであります。中の沢集落センターは中の沢地域振興組合へ、食と農の学習施設、鮫川村農産物加工直売所「手・まめ・館」、特産品加工施設、農産物保管調整施設は、「手・まめ・館」運営協議会へ、高齢者福祉センターひだまり荘、現在建設中の村民保養施設交流福祉センター「さぎり荘」、高齢者向け有料賃貸住宅は村の社会福祉協議会へ、戸倉地区簡易排水処理施設は戸倉地区簡易排水施設運営管理組合へ、鹿角平観光牧場は有限

会社鹿角平観光センターへ、農村体験交流施設はさめがわライフサポートへ、それぞれ管理運営をお願いしているところがございます。本村におけるこの制度のメリットは、民間意識による運営、労力の調整と小回りのきく運営ではないかと思われまます。今後も、必要に応じてこの制度を活用してまいりたいと思います。

土づくりセンターについてであります。先ほど来の質問にもお答えしておりますが、運営の基盤が安定するまでは当面、直営で運営していきたいと思ひます。当面です。直営で運営していかなければならないのかと考えております。

以上で公の施設の管理についてのお答えさせていただきます。

○議長（前田三郎君） 3番、前田君。

○3番（前田雅秀君） 3番、前田です。

12月の議会の中で村長が、「手・まめ・館」に役場職員を2人ほど出向させているというような答弁がございました。また、先ほど先輩議員も出向しているというような言葉を使っております。私の認識であれば、「手・まめ・館」は形として村の直営なのかなというような認識を持っております。それで、村長が言われるように出向という言葉が正確なのであるならば、何らかの形で既に一部の管理運営を委託しているのかなという思ひがありますが、それはしているのでしょうか。どうでしょうか。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 出向という言葉で職員を、そちらの運営をお願いしているんですけども、委託管理はしておりません。直営です。事業主体は、直売所運営協議会はあります。

○議長（前田三郎君） これで一般質問を終わります。

◎議案第13号～議案第22号の上程、説明

○議長（前田三郎君） 日程第11、議案第13号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例から日程第20、議案第22号 職員の給与の特例に関する条例までの10議案を一括議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長、本郷秀季君。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（前田三郎君） 本案について提案理由の説明を求めます。

村長、大樂勝弘君。

[村長 大樂勝弘君 登壇]

○村長（大樂勝弘君） それでは、議案第13号から議案第22号までの10議案について説明を申し上げます。

初めに、議案第13号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてのご説明です。

本条例の改正は、地方公務員の育児休業法等に関する法律の改正に伴い、非常勤職員（嘱託員）に対しても、育児休業、部分休業等を付与する条例改正であります。

内容であります。任命権者を同じくする職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員の場合、子供の出生の日からその養育事情に応じて、1歳から1歳6カ月に達するまでの間で育児休業を取得することができるようにすることと、3歳に達するまで1日につき2時間を超えない範囲で育児時間を取得することができるようにするものであります。

次に、議案第14号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

これは、県条例の通勤手当の改正に伴い、通勤手当の上限を現行の4万3,100円から4万5,800円に引き上げるものであります。ただし、本村の場合は、議案第22号でご提案しておりますが、上限を16キロメートルまでとしておりますので、この上限規定は適用されておられません。また、超過勤務手当の関係ですが、再任用短時間勤務職員が勤務時間の割り振り変更により1週間の正規の勤務時間を超えて勤務した場合であっても、週当たり38時間45分に達するまでの勤務については、超過勤務手当を支給しない旨の規定を追加するものであります。

次に、議案第15号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

これは、福島県の給与条例の一部改正に伴い、同条例の条文を引用する条文の改正を行うものであります。

次に、議案第16号 語学指導等を行う外国青年の給与に関する条例の一部を改正する条例についての説明ですが、これはJETプログラム参加者の任用について、地方公務員法第3条第3項第3号に規定する特別職の臨時・非常勤職員として任用することが適用であるとの見解が示されたことにより、「給与」を「報酬」とする文言の整理を行うものであります。

次に、議案第17号 鮫川村立幼稚園条例の一部を改正する条例についてのご説明です。

これは、本村における子育て支援施策の一環として、平成23年4月1日から幼稚園の入園

料、授業料を無料化するための改正であります。

次に、議案第18号 鮫川村簡易水道条例の一部を改正する条例についてのご説明ですが、これは、現在村内に水道施設が8カ所ございますが、これらを簡易水道事業統合計画に基づき、一元化を図るものであります。

次に、議案第19号 鮫川村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例についてのご説明を申し上げます。

これは、道路法施行令の改正により福島県道路占用料徴収条例が改正されたことに伴い、県条例に準じて村の道路占用料徴収条例を引き下げるものであります。

次に、議案第20号 鮫川村村営住宅条例の一部を改正する条例についてのご説明です。

これは、村営住宅に宿ノ入団地、3棟6戸が新たに建設されたのに伴い、同条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第21号 鮫川村移動通信用鉄塔設置及び管理に関する条例についてご説明を申し上げます。

これは、村が整備した移動通信用鉄塔施設についての設置及び管理に関する条例を制定するものであります。現在まで10基整備しておりますので、これらを条文に加えて制定するものであります。

次に、議案第22号 職員の給与の特例に関する条例についてのご説明を申し上げます。

村の厳しい財政事情から、平成15年度より毎年度抑制している職員の手当について、引き続き減額を行うものであります。減額対象手当は、特別調整額（管理職手当）を20%減額するものと、通勤手当の支給上限を16キロメートルまでとするものであります。

以上で、議案第13号から議案第22号までの10議案につきましての説明を終わります。原案にご賛同賜りますようお願いを申し上げ、説明といたします。

◎議案第23号～議案第30号の上程、説明

○議長（前田三郎君） 日程第21、議案第23号 鮫川村過疎地域自立促進計画の変更についてから日程第28、議案第30号 村道路線の認定についてまでの8議案を一括議題といたします。事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長、本郷秀季君。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（前田三郎君） 本案について提案理由の説明を求めます。

村長、大樂勝弘君。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） それでは、議案第23号から議案第30号までの8議案につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

初めに、議案第23号 鮫川村過疎地域自立促進計画の変更についてご説明を申し上げます。

今回の変更は、過疎債対象のソフト事業の追加と、観光施設として滞在型市民農園「クラインガルデン」の整備計画を加えるものであります。ソフト事業の追加は、対象事業を継続的に実施するため、財源の安定的確保を図るために行うものであります。また、クラインガルデンとは、ドイツ語で「滞在型市民農園」と呼ぶものであります。2地域居住型施設として大変効果が高く、定住化する人もふえているようでありますので、本村でも構想に入れてもよいのではないかと考え、計画に加えるものであります。

次に、議案第24号 福島県市町村総合事務組合を組織する団体数の減少及び福島県市町村総合事務組合規約の変更についてのご説明申し上げます。

これは、福島県市町村総合事務組合から福島地方広域行政事務組合が脱退することと、総合事務組合議会構成のうち、町村長の中から互選される者の数を12人から9人に、町村議会議長会の会長及び副会長から選任される数を4人から3人に変更するための規約の一部改正をあわせて協議するため、構成団体の議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第25号 白河地方広域市町村圏整備組合規約の変更についてをご説明申し上げます。

これは、広域行政圏を取り巻く状況が大きく変化し、広域行政圏計画策定要綱が廃止されたことにより、白河広域市町村圏計画につきましても、新たな計画策定は行わないこととするものであります。また、構成市町村の職員を対象とした研修についても廃止するものであります。

次に、議案第26号 公の施設の指定管理者の指定についてをご説明申し上げます。

本議案は、鹿角平観光牧場の施設について指定管理者を有限会社鹿角平観光センター代表取締役湯坐良政とし期間を平成25年3月31日までと延長するため、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第27号 公の施設の指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

本議案は、戸倉地区簡易排水処理施設について、指定管理者を戸倉地区簡易水道施設運営組合組合長関根徳次とし、期間を平成28年3月31日まで延長するために、議会の議決を求め

るものであります。

さらに、議案第28号 公の施設の指定管理者の指定についてをご説明申し上げます。

本議案は、鮫川村農村体験交流施設「山王の里」について、指定管理者をさめがわライフサポート代表蛭田晃とし、期間を平成26年3月31日まで延長するため、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第29号 村道路線の廃止についてご説明を申し上げます。

本議案は、県営事業で整備されてきた東野中部地区農道の一部が村に移管されたため、この移管の中に含まれる村道内ケ竜・蕨ノ草線を廃止するものであります。

次に、議案第30号 村道路線の認定についてをご説明申し上げます。

本議案は、県営事業で整備されてきた東野中部地区農道の全線、大字赤坂東野字内ケ竜の県道勿来・浅川線の交差点から大字赤坂東野字滝ノ下の国道349号線の交差点まで1,615メートルを村道内ケ竜・滝ノ下線として認定するため、議会の議決を求めるものであります。

以上で、議案第23号から議案第30号までの8議案についての説明とさせていただきます。原案に賛同賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

◎議案第31号～議案第39号の上程、説明

○議長（前田三郎君） 日程第29、議案第31号 平成23年度鮫川村一般会計予算から、日程第37、議案第39号 平成23年度鮫川村後期高齢者医療特別会計予算までの9議案を一括議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長、本郷秀季君。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（前田三郎君） 本案について提案理由の説明を求めます。

村長、大樂勝弘君。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） それでは、議案第31号から議案第39号までの9議案につきまして提案理由の説明を申し上げます。

平成23年度予算編成につきましては、冒頭のあいさつで申し上げたとおりであります。一般会計・特別会計予算書及び予算説明書をごらん願います。2ページから6ページをごらんください。

議案第31号 平成23年度鮫川村一般会計予算ですが、予算総額が28億7,800万円で前年度と比較しますと3,800万円、率にして1.3%の伸びとなっております。歳入予算に占める村税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、繰入金、繰越金、諸収入などの自主財源は4億6,314万7,000円で予算総額の16.1%、国庫支出金、県支出金、地方交付税、村債などの依存財源は24億1,485万3,000円で予算総額の83.9%であります。

7ページの第2表、地方債です。辺地対策事業費は4,670万円であります。これは、村道遠ヶ竜・戸草線改良事業債2,030万円、林道上大塩・見渡線改良事業債300万円、大久保地区農道整備事業債480万円、移動通信通信基地局整備事業債が1,460万円、小型動力ポンプ付積載車整備事業債が400万円であります。過疎対策事業債は9,060万円あります。バイオマスピレージ整備事業債5,000万円、東野中部農免農道整備事業債が200万円、ふるさと林道緊急整備事業債が1,310万円、過疎地域自立促進特別事業債2,550万円あります。次に、臨時財政対策債は1億2,610万円あります。公営住宅建設事業債は6,010万円あります。公営広畑団地建てかえ事業に充てるものであります。起債の方法は証書借入れまたは証券発行、利率は5%以内、償還の方法は起債日から30年以内の期間において資金の融通条件並びに村長の定めるところにより償還します。ただし、村財政の都合により償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借りかえすることができるとしております。

次に歳入の主なものです。10ページ、1款村税は、個人村民税が8,044万2,000円で、前年度と比較して1,106万6,000円の減額となります。

12ページです。9款地方交付税の普通交付税は14億4,185万9,000円で、前年度と比較しまして4,432万円を増額計上しております。増額の要因としては、政府が雇用・地域資源活用臨時特例費1兆2,000億円を計上しておりますので、この関係で増額計上したものであります。

15ページです。13款国庫支出金の1目民生費国庫負担金の1節障害者自立支援給付費3,292万8,000円、22年度創設され、23年度に一部増額される子ども手当負担金が6,310万円となっております。なお、子ども手当につきましては、国会の動向が混沌としており、法律の成否が不透明でありますことを申し添えておきます。

16ページです。2項国庫補助金の3目土木費国庫補助金では、1節道路橋梁費補助金に村道遠ヶ竜・戸草線の改良事業である社会資本整備総合交付金3,990万円、2節住宅費補助金に、これは広畑住宅団地建てかえ事業費として社会資本整備総合交付金の住宅整備事業4,280万円を計上しております。

17ページです。14款県支出金では、1目1節の総務費県補助金で携帯電話等エリア整備事業費が3,985万6,000円です。18ページです。4目労働費県補助金の1節労働費補助金に緊急雇用創出基金事業、ふるさと雇用再生特別事業に、これは基金事業です、4,157万8,000円を計上しております。18ページ、5目の農林水産業費県補助金には、中山間地域等直接支払、政府の交付金が7,805万円、地域バイオマス利活用交付金が8,937万円を計上しております。

21ページです。17款繰入金の基金繰入金ですが、財政調整基金からの繰入金1億円、福祉基金からの繰入金1,500万円を計上しております。財政調整基金、福祉基金繰り入れにつきましては、前年度と同額の予算となっております。歳出予算ですが、事業の主なものにつきましては、あいさつの中でも述べたところでありますので、なお、お手元に配付いたしました23年度の一般会計主要事業調書をごらんいただきたいと思います。

次に少し飛びます。107ページ、議案第32号 平成23年度鮫川村国民健康保険特別会計予算ですが、事業勘定については、予算総額4億9,570万円で前年度比2,370万円の増額予算となっております。

109ページです。国保世帯数は626世帯で、前年度比25世帯の減、被保険者数は一般が1,165人、退職本人が51人、退職扶養が8人の合計1,224人で前年度比135人の減となっております。保険医療費ですが、高額医療費の患者が伸びているため、この影響で一般保険給付費と後期高齢者支援金、介護納付金が前年度比で3,133万円の伸びを見込んでおります。一方、国保税であります、国県の負担金・補助金が1,210万8,000円、共同事業交付金が1,831万7,000円の増額を見込めますので、結果として1世帯当たりの保険税は前年度比で1万1,351円の減額、また1人当たりの保険税は17円の減額を見込んでおります。保険税につきましては、6月に行われます国保運営協議会において審議され、6月定例議会において決定されることとなりますので、よろしく申し上げます。

126ページをごらん願います。直診勘定です。予算総額が8,090万円で前年度比710万円の減額予算であります。

歳入の主なものです。128ページです。診療収入が検査等収入など入れますと5,931万3,000円、129ページの繰入金ですが、一般会計からの繰入金1,540万円、事業勘定からの繰入金を500万円計上しております。歳出の主なものです。131ページ、132ページです、一般管理費が4,147万2,000円。医業費が、次のページです、3,283万4,000円となっております。

次に137ページ、簡易水道です。議案第33号 平成23年度鮫川村簡易水道事業特別会計予算です。140ページをごらんください。予算総額が1億1,605万2,000円で前年度比3,433万

5,000円の増額予算となっております。主な事業であります。145ページ、146ページをごらん願います。2款施設費の1目水道未普及地域解消事業費に落合給水施設整備工事請負費等4,844万1,000円を計上しております。

次に、議案第34号です。154ページです。平成23年度鮫川村村営バス事業特別会計予算です。予算総額が755万4,000円で、前年度比54万円の減額予算となっております。156ページです。

歳入の主なものです。1款使用料及び手数料に計上しておりますバス運行収入475万円と、3款一般会計からの繰入金280万円であります。歳出の主なものですが、157ページをごらんください。1款総務費の1目村営バス事業費の645万円であります。

次に、議案第35号です。163ページです。平成23年度鮫川村集落排水事業特別会計予算ですが、予算総額は3,145万4,000円で、前年度比104万1,000円の増額予算となっております。増額の主な要因は、処理場の機械の設備の一部が老朽化により故障が頻発しているため、その修繕のための費用であります。

歳入の主なものですが、165ページです。2款使用料及び手数料の1節集落排水使用料861万4,000円と、3款一般会計からの繰入金2,227万円あります。

次に、議案第36号 平成23年度鮫川村介護保険特別会計予算です。これは172ページです。平成23年度鮫川村介護保険特別会計予算、予算総額が3億9,425万1,000円で、前年度比1,375万6,000円の減額予算となっております。

174ページをごらん願います。歳入の主なものですが、1款の介護保険料が5,056万7,000円、3款の国庫支出金1億597万円、給付費負担額が6,786万円、地方税交付金が3,810万3,000円、こういうことになっています。

175ページです。4款支払基金交付金が1億895万2,000円、5款の県支出金が5,106万8,000円。

176ページです。7款繰入金的一般会計繰入金が7,038万4,000円、2項の基金繰入金が721万7,000円となっております。

歳出の主なものです。180ページ、181ページをごらんください。2款保険給付費の1項介護サービス等諸費の1目居宅介護サービス給付費が8,419万円、3目地域密着型介護サービス給付費が1億1,158万2,000円、4目施設介護サービス給付費が7,748万7,000円となっております。

次に、193ページです。議案第37号 平成23年度鮫川村交流施設特別会計予算です。予算

総額が1,474万円です。前年度比84万7,000円の減額予算となっております。

歳入の主なものですが、195ページです。1款使用料及び手数料の1目交流施設使用料が919万4,000円、2款一般会計からの繰入金が510万円となっております。歳出の主なものは、197、198ページです。1款総務費の1項施設管理費、1目の一般管理費が1,468万円となっております。

次に、議案第38号 平成23年度鮫川村学校給食センター特別会計予算です。202ページをごらん願います。予算総額が1億3,526万5,000円で、前年度比174万9,000円の増額予算となっております。増額の主な要因は、地産地消を一層推進するため、スチームコンベンションオーブンを2台整備するものであります。

歳入の主なものですが、204ページです。古殿町負担金が8,451万7,000円、村の一般会計繰入金3,317万5,000円、4款の諸収入の給食費納付金が1,712万4,000円であります。歳出の主なものは、206ページ、207ページです。1款総務費の一般管理費8,148万1,000円と、208ページの2款給食費の給食材料費5,133万3,000円であります。

次に、213ページをお開きください。議案第39号 平成23年度鮫川村後期高齢者医療特別会計予算であります。予算総額が3,446万円で、前年度比77万円の増額予算となっております。

歳入の主なものは218ページです。1款後期高齢者医療保険料が1,873万2,000円、2款一般会計繰入金1,572万3,000円となっております。歳出の主なものは220ページです。2款の後期高齢者医療広域連合納付金が3,325万4,000円となっております。

以上で、議案第31号から議案第39号までの9議案についての説明を終わらせていただきます。原案にご賛同賜りますようお願いを申し上げ、終わります。

◎議案第6号～議案第12号の質疑、討論、採決

○議長（前田三郎君） 日程第38、議案第6号 平成22年度鮫川村一般会計補正予算（第8号）から日程第44、議案第12号 平成22年度鮫川村学校給食センター特別会計補正予算（第4号）までの7議案を一括議題といたします。

なお、この議案は、午前中に村長が提案理由の説明をしております。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番、前田君。

○11番（前田武久君） 事項別明細書8ページ、これ浄化槽ですかね、623万円。これ補正減ですけれども、これは当初予算の見積もり誤認だったのかね。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） これ、浄化槽の設置を当初契約で20基を予定させていただきましたが、7基しか申し込みがなかったですね。事業確定による減額であります。

○議長（前田三郎君） 11番、前田君。

○11番（前田武久君） 未設置地区は何戸くらいあのかね、村内で。それで最初、当初20基というのは一応要望とか前年に比して、ただ安易な、ああいうところでやったんですか。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 過去の設置数には合わせまして予定をさせていただきました。あと、合併浄化槽とそうでない浄化槽の比率ですが、今詳しくは担当課より説明をさせていただきます。

○議長（前田三郎君） 地域整備課長。

○地域整備課長（近藤保弘君） ただいまの数字なんですけれども、全体で1,100戸の戸数がありますけれども、現在、浄化槽設置戸数は683戸です。ですので、約半分近く、58.8%ですか、ということで20基というのは今までの実績で20基ということで計画しています。5年間の実績を平均して上げています。

以上です。

○議長（前田三郎君） ほかに質疑ありませんか。

8番、関根政雄君。

○8番（関根政雄君） 事項別明細書の9ページのクロスカントリーの委託料262万5,000円となって、村長の説明では、面積が広がったということですがけれども、当初の面積を100とした場合にどのくらい減っているのか、また走路が変わったのか、その辺の説明をお願いします。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 8番、関根議員の質問ですが、この走路は草地内だけじゃなく、営林署の山のほうに入ろうと計画をさせていただいてきましたが、いろいろな経費等のこともございますし、事業の進捗状況とかありまして、草地内でのコースを2.5キロメートルとれる範囲でということで設計をさせていただきました。こういったことです。

○議長（前田三郎君） ほかに質疑ありませんか。

3番、前田君。

○3番（前田雅秀君） 3番、前田です。

事項別明細書の6ページですか、光ファイバー設備保守業務ありますね。これと一緒にではないんですが、役場のほうでも光は入るんですか、どうなんですか。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 3番、前田議員の、役場の光はどうなっているかという質問ですが、役場は広域ネットの光が平成15、6年にもう既になっております。役場庁舎内、小学校、中学校です。光の電話への切りかえも23年度中には、今検討しているところです。

〔「それは、これから不便は感じないんですか」と言う人あり〕

○村長（大樂勝弘君） 大丈夫です。

○議長（前田三郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第6号 平成22年度鮫川村一般会計補正予算（第8号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第7号 平成22年度鮫川村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第8号 平成22年度鮫川村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第9号 平成22年度鮫川村村営バス事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第10号 平成22年度鮫川村介護保険特別会計補正予算（第4号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第11号 平成22年度鮫川村交流施設特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前田三郎君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第12号 平成22年度鮫川村学校給食センター特別会計補正予算（第4号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○議長（前田三郎君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

明日から10日までは各常任委員会で議案調査。

11日は午後1時30分から本会議を開きます。

本日はこれで散会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後 3時49分)

第 3 回 定 例 村 議 会

(第 2 号)

平成23年第3回鮫川村議会定例会

議事日程(第2号)

平成23年3月11日(金曜日)午後1時30分開議

- 日程第 1 議案第13号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
質疑、討論、採決
- 日程第 2 議案第14号 議員の給与に関する条例の一部を改正する条例
質疑、討論、採決
- 日程第 3 議案第15号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
質疑、討論、採決
- 日程第 4 議案第16号 語学指導等を行う外国青年の給与に関する条例の一部を改正する
条例
質疑、討論、採決
- 日程第 5 議案第17号 鮫川村立幼稚園条例の一部を改正する条例
質疑、討論、採決
- 日程第 6 議案第18号 鮫川村簡易水道条例の一部を改正する条例
質疑、討論、採決
- 日程第 7 議案第19号 鮫川村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
質疑、討論、採決
- 日程第 8 議案第20号 鮫川村村営住宅条例の一部を改正する条例
質疑、討論、採決
- 日程第 9 議案第21号 鮫川村移動通信用鉄塔設置及び管理に関する条例
質疑、討論、採決
- 日程第10 議案第22号 職員の給与の特例に関する条例
質疑、討論、採決
- 日程第11 議案第23号 鮫川村過疎地域自立促進計画の変更について
質疑、討論、採決
- 日程第12 議案第24号 福島県市町村総合事務組合を組織する団体数の減少及び福島県市

町村総合事務組合理約の変更について

質疑、討論、採決

日程第13 議案第25号 白河地方広域市町村圏整備組合理約の変更について

質疑、討論、採決

日程第14 議案第26号 公の施設の指定管理者の指定について

質疑、討論、採決

日程第15 議案第27号 公の施設の指定管理者の指定について

質疑、討論、採決

日程第16 議案第28号 公の施設の指定管理者の指定について

質疑、討論、採決

日程第17 議案第29号 村道路線の廃止について

質疑、討論、採決

日程第18 議案第30号 村道路線の認定について

質疑、討論、採決

日程第19 議案第31号 平成23年度鮫川村一般会計予算

代表質疑、討論、採決

日程第20 議案第32号 平成23年度鮫川村国民健康保険特別会計予算

代表質疑、討論、採決

日程第21 議案第33号 平成23年度鮫川村簡易水道事業特別会計予算

代表質疑、討論、採決

日程第22 議案第34号 平成23年度鮫川村村営バス事業特別会計予算

代表質疑、討論、採決

日程第23 議案第35号 平成23年度鮫川村集体排水事業特別会計予算

代表質疑、討論、採決

日程第24 議案第36号 平成23年度鮫川村介護保険特別会計予算

代表質疑、討論、採決

日程第25 議案第37号 平成23年度鮫川村交流施設特別会計予算

代表質疑、討論、採決

日程第26 議案第38号 平成23年度鮫川村学校給食センター特別会計予算

代表質疑、討論、採決

日程第 27 議案第 39 号 平成 23 年度鮫川村後期高齢者医療特別会計予算

代表質疑、討論、採決

日程第 28 請願について

請願第 2 号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の請願
について

審査結果の報告、質疑、討論、採決

日程第 29 陳情について

陳情第 2 号 鮫川たんぼぼの家建設費借入金の償還金助成に関する陳情書

審査結果の報告、質疑、討論、採決

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 29 まで議事日程に同じ

追加日程第 1 発議第 1 号 鮫川村議会会議規則の一部を改正する規則

提案理由説明、質疑、討論、採決

追加日程第 2 発議第 2 号 鮫川村議会広報編集委員会規程の一部を改正する規程

提案理由説明、質疑、討論、採決

出席議員（12 名）

1 番	岡 部 明 君	2 番	宗 田 雅 之 君
3 番	前 田 雅 秀 君	5 番	坂 本 忠 雄 君
6 番	蛭 田 武 彦 君	7 番	星 一 彌 君
8 番	関 根 政 雄 君	9 番	山 形 郁 夫 君
10 番	早 川 正 博 君	11 番	前 田 武 久 君
12 番	青 戸 孝 夫 君	13 番	前 田 三 郎 君

欠席議員（なし）

地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	大 樂 勝 弘 君	副 村 長	白 坂 利 幸 君
教 育 長	奥 貫 洋 君	総 務 課 長	鈴 木 治 男 君

企画調整長 芳賀 亨 君
農林課長 森 洋 君
教育課長 北條 利雄 君
代表委員 青戸 彦磨 君

住民福祉課長 佐藤 文夫 君
地域整備課長 近藤 保弘 君
農務局長 増谷 隆夫 君

職務のため出席した者の職氏名

議事局長 本郷 秀季

書記 渡邊 敬

◎開議の宣告

○議長（前田三郎君） ただいまの出席議員は12人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

なお、職員に写真の撮影を許可しておりますので、ご了承願います。

（午後 1時30分）

◎議事日程の報告

○議長（前田三郎君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎議案第13号～議案第22号の質疑、討論、採決

○議長（前田三郎君） 日程第1、議案第13号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例から日程第10、議案第22号 職員の給与の特例に関する条例までの10議案を一括議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第13号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第14号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第15号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第16号 語学指導等を行う外国青年の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第17号 鮫川村立幼稚園条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第18号 鮫川村簡易水道条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第19号 鮫川村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第20号 鮫川村村営住宅条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第21号 鮫川村移動通信用鉄塔設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第22号 職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第23号～議案第30号の質疑、討論、採決

○議長（前田三郎君） 日程第11、議案第23号 鮫川村過疎地域自立促進計画の変更についてから日程第18、議案第30号 村道路線の認定までの8議案を一括議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（前田三郎君） なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（前田三郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第23号 鮫川村過疎地域自立促進計画の変更についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第24号 福島県市町村総合事務組合を組織する団体数の減少及び福島県市町村総合事務組合同規約の変更についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第25号 白河地方広域市町村圏整備組合同規約の変更についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第26号 公の施設の指定管理者の指定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第27号 公の施設の指定管理者の指定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第28号 公の施設の指定管理者の指定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第29号 村道路線の廃止についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第30号 村道路線の認定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第31号～議案第39号の代表質疑、討論、採決

○議長（前田三郎君） 日程第19、議案第31号 平成23年度鮫川村一般会計予算から日程第27、議案第39号 平成23年度鮫川村後期高齢者医療特別会計までの会計予算までの9議案を一括議題といたします。

これから代表質疑を許します。

順番に発言を許します。

総務文教常任委員、8番、関根政雄君。

○8番（関根政雄君） 議案第31号 平成23年度鮫川村一般会計予算につきまして、次の3点について代表質疑をいたします。

第1点目、緊急雇用基金創出事業の委託内容についての質疑であります。

観光施設等景観保全事業779万7,000円を計上しておりますが、事業箇所や委託先、予算の概算根拠についてお伺いをいたします。

次に、アンテナショップ開設事業に690万2,000円の予算計上をしております。これらの雇用人数や雇用条件、また、出店場所や賃貸条件、さらに、取り扱う村産品の内容やPR手段など、詳しい出店計画の概要についてお伺いをいたします。

第2点目、ふるさと雇用再生特別基金事業の内容についてであります。

加工食品開発販売促進事業に928万円の予算を計上しておりますが、これらの委託先、事業内容、さらに、これらの事業によって予想される事業効果についてお伺いをいたします。

次に、有機農業6次産業化推進事業として780万5,000円の事業は本村の豆で達者な村づくりの実現のための農商工連携を助長する重要な施策と認識をしております。それらの委託先や、事業内容についてもあわせてお伺いをいたします。

第3点目、社会福祉法人鮫川福祉たんぼぼの家の支援策についてであります。

鮫川たんぼぼの家は平成10年の開所以来、自立支援のための新事業を次々と展開するなど、社会的にも大きな注目を集めてまいりました。また、福祉法人の立ち上げのときには、多くの村民の支援により多額な寄附金も募り、近年では後援会組織による財源的支援もなされております。今般、自立支援制度が改定されたということの理由から償還金返済の助成を受けたい旨の陳情書が本会にも提出をされました。新年度の予算として、110万円の補助金を計上されておりますが、これを受けて、議案調査の中で資料の提出を求め、施設関係者より経営状況の説明を受けたところであります。

その資料によりますと、平成24年度以降の決算見込みは、毎年度ごとに2,200万円の赤字になると報告されて、大変驚きました。この資料のままでいきますと、近年中に施設の破綻、また閉所につながるような大変な深刻な問題と受けとめざるを得ません。また、これらの経営悪化は自立支援法の改定だけが原因ではなくて、過度の設備投資や人件費の制定法、助成金の活用法にも大きな問題が残っていると判断せざるを得ない状況にあります。

このたんぼぼの家の施設運営の継続は、今議会においてただ助成金を支出を承認しただけで解決できるものではないと認識しておりますが、施設の継続に向けて、今後どのような経営改善の指導をされるのか、村長の所見をお伺いをいたします。

以上、3点代表質疑をいたします。

○議長（前田三郎君） 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。村長。

○村長（大樂勝弘君） 総務文教常任委員会を代表しての8番、関根政雄議員の質疑に対してお答えを申し上げます。

2008年9月に、米国証券大手リーマンブラザーズが住宅バブル崩壊によって破綻してから2年6カ月が経過しましたが、依然として雇用環境は厳しさが続いております。ハローワーク白河の情報によりますと、福島県の有効求人倍率は0.50であります。また、高校生の1月末の就職内定率は81%と発表されております。これが失業者雇用対策として県が発表した23年度予算によりますと、緊急雇用創出基金事業に83億3,000万です。ふるさと雇用再生基金事業に20億4,000万円の基金を充てて雇用の確保を図ることとしております。

質問の1つ目の緊急雇用創出基金事業ですが、観光施設と景観保全事業に779万7,000円を計上しております。これは、舘山公園、強滝、天狗橋など、村内の観光地や村有施設の草刈り、歩道の整備、清掃などを行うことにより、雇用の確保と観光地の景観の整備を行うものであります。この事業の委託先はシルバー人材センターを予定しております。積算の根拠は、

雇用者10名で延べ日数で900日分の人件費、このうち540日分60%を新規雇用の失業者に充てることとしております。なお、事業費の10%を諸経費として算入しております。

次に、アンテナショップ開設事業についてお答えをいたします。

まず、予算に計上いたしました690万2,000円の内訳であります。この事業のための新規雇用者2名と委託先の「手・まめ・館」の従業員1名、計3名の人件費630万2,000円と事務経費、予備費等60万円を見込んでおります。実施期間は1年間で、雇用対象者は未就職卒業者とする事業であります。

本村が進めます農業の6次産業化を持続的に発展させるためには、都市部にアンテナショップを展開したいと考えていたところ、国からこの事業は10割が交付される事業であります、緊急雇用創出基金事業で、この事業を利用できる道が開いたために取り組むことといたしました。

アンテナショップの出店の場所ではありますが、年間を通して出店できるところが望ましく、村の農産物の販路拡大や都市の消費者との交流が期待できるところがないかと考えております。また、住宅団地などを対象とした移動販売も試行的に行ってみたいと考えております。出店場所ですが、現在東京農業大学の関係者から物産販売ができる場所を提供したいとの申し出があります。また、都内在住の本村出身者からも情報が寄せられており、候補地の選定を進めている段階であります。

この事業の主体ですが、「手・まめ・館」運営協議会に委託して行う予定であります。取り扱う商品は本村の農林産物や大豆、ジュウネン等の加工品、わら細工などの工芸品、木炭なども考えております。アンテナショップの目的は都市住民の消費者のニーズ、生活者ニーズを調査するところであり、本村の農林産物の販路拡大につながる取り組みをしたいと考えているところであり、

次に、ふるさと雇用再生特別基金事業についてのご質疑にお答えいたします。

1点目の加工食品開発販売促進事業についてであります。この事業は、平成21年度から社会福祉法人鮫川たんぼぼの家に委託をしている事業であります。事業費の内訳は、人件費が4名の雇用で862万1,000円、材料費、旅費等が65万9,000円で、合わせまして928万円であります。

事業の目的は、食の安全・安心と地産地消が叫ばれている中で、地元農産物を使った加工品を開発し学校給食などへ提供する事業を展開して、雇用の創出を図るものであります。また、これらの新たな加工品や本村の産品、特産品を県内外にPRするため、イベント開催な

どによる販売の促進活動を行うこととしております。昨年度の実績によりますと、新たな加工品産業の創出を目指して、地元食材を利用しました冷凍食品の開発に取り組みました。開発された冷凍ぎょうざが村学校給食センターで使用され、子供たちからおいしいと評判を得ていると伺っております。今年度はさまざまな種類の野菜を使った漬物の商品化を目指す計画となっており、特に夏場に過剰となる野菜を長期保存することにより農産物を無駄なく使用した漬物加工品をつくる計画であるそうであります。

次に、ふるさと雇用再生特別基金事業の2つ目の有機農業推進と6次産業化の振興事業についてお答えをいたします。事業費の内訳は、人件費が3名の雇用で585万6,000円、指導講師料、旅費等含みまして194万9,000円、合計780万5,000円であります。この事業は21年度より実施しております委託先は「手・まめ・館」であります。安全・安心な農産物の生産のための有機農業の推進はその中心となる課題であることから、有機農業モデル圃場を設けて栽培実証を行い、野菜などの有機農産物の安定的な生産と加工、販売を展開して、6次化産業による雇用の創出を目指すものであります。平成22年度の有機農業モデル圃場には、納豆用の大豆こすず、これを50アール作製しました。加工用の青豆は40アール、大根、ジャガイモ30アールなど、合計155アールの栽培実証を行いました。堆肥センターの本格運営のために試作している堆肥を施し無農薬による栽培を行いました。この栽培実証に当たっては、有機農業指導者である宮城県石巻市の株式会社フクシュの代表、松本氏を招いて指導を受けております。この指導会には「手・まめ・館」生産者25名も参加して有機農業を学んでおり、生産者の中には有機農業を始める方など関心が高まっております。また、6次化産業促進の課題として「手・まめ・館」の加工部門において大豆の加工や総菜加工などにおいて品質の安定や生産性向上に取り組んでおります。さらには、首都圏のデパート、物産展に参加するなど村の製品の販売促進の業務を行っております。

議員ご指摘のように、これらの基金活用による雇用対策事業が本村農業の6次化を促進して農商工連携に発展することを目指す所存でありますので、ご理解とご支援をお願いするところであります。

次に、鮫川たんぽぽの家につきましてであります。たんぽぽの家は地域の障害者福祉の施設として議員ご指摘のとおり、社会的な注目を集めております。その独自の幅広い手法による事業展開は社会福祉法人ならではの運営と思っております。施設の整備に当たっても、県直接の指導助言による資金計画認定により、特色ある整備を行い、うどん工場部門などは村内外に好評を得ておるようであります。

さて、今回施設から陳情がありました助成につきまして、議員ご指摘であります。法人の運営については村では直接対応できませんが、法律に基づく支援金や交付金の使い道などは県と同様にかかわることができます。今回の陳情に当たって添付された資料によりますと、24年度以降の経営が困難になるとしております。これには、議員おただしのとおり、法律改正はもとより、緊急雇用交付金のうち切りなどもあると思われま。緊急雇用はあくまで緊急であり、そこは法人運営上の手腕で将来を見据えていくべきであろうと考えています。また、設備投資や施設の整備に当たっては、県などの関係機関の認定を受けて有利な資金を活用して計画したものですから、県などの指導監督も関連してくるのではないかと思います。

現在施設を利用している方は村内の方ばかりでなく、近隣町村の方もおります。また、利用者は複数にまたがることもあります。利用者が安心・安全に利用できることが大切で、村では他の施設にも法令外負担金などで村外の施設にも支援しておりますが、今までたんぼぼの家には単独で法令外負担金で助成はしておりません。これはたんぼぼの家がこれまで自助努力によって黒字決算をされ、健全な経営に取り組んでおられるからとっておりますし、その要請もございませんでした。施設通所者の家族環境も両親の高齢化や経済的な問題などで将来に大きな不安を抱えているようであります。ご家族の方であります。通所者の皆さんが安心して暮らしていけるようにするためには、私は将来にわたってはこの村内にグループホーム的な、そんな施設も必要ではないかと思います。そのために将来を見据えたたんぼぼの家の資金計画なども今から準備する必要があるのではないかと、こういった提言をさせていただきました。

今回助成金を計上しました110万であります。利用者の安心・安全と施設の継続のために借り入れ償還金の一部を助成したく計上するものです。今後はたんぼぼの家の自助努力を期待するとともに、市町村の助成や利用者の、他の市町村です、郡内から矢祭、埴、棚倉、いずれの町村からもそれぞれ通所しているようであります。これらの町村の助成や県の経営指導を働きかけるなどとして助言をしてまいりたいと思っております。

なお、今回の助成の際にも助成金の支出に当たっては、十分なこれから審査をしながらこの予算の範囲内で23年度は支援していきたいと考えておりますので、ご理解とご協力をいただきたいと思います。

以上で総務文教常任委員を代表しての関根政雄議員の質疑に回答させていただきます。

○議長（前田三郎君） 8番、関根君。

○8番（関根政雄君） この3点目のたんぼぼの家の助成の件で村長みずからも経営はきちん

となされていると、収支のバランスがとれていると今日まで思ってきたということで、実際我々もあれだけ注目を集めるうどんが売れて、私どもも本当においしいうどんです。意識的に他町村にも使わしていただいていますけれども、非常に経営そのものが順調に推移、借入金を起こしたということは知っておりましたけれども、経営そのものが順調にいつているのかなと思っておりましたが、今回の陳情であらゆる資料を見せていただいている中で償還金の返済に困ってきたということでもあります。平成24年度からふるさと雇用制度が継続でなくなった場合にも2,200万ほどの赤字が出るとのシミュレーションをされているようであります。万が一、このふるさと雇用制度が、24年度以降同じような事業がまた出てきたにしても約1,000万ほどの補てんしかできないと。また、1,000万以上の赤字が続くということでもあります。今、村長の答弁の中で県の指導ということもありましたけれども、当然扶助費は国が50%で、県が25%、また、村が25%という法定的な扶助費を支出している以上、今後このような資料を出されて、議会でこうやってもむ以前に、例えば村の監査、指導というものも任意で、義務でなくても福祉法人格の監査がいらっしやるでしょうから、任意で村の監査をらせていただいて適正な指導、またその内容によっては今回上程してきた110万が安いかもしれないということもこれから出てくるわけで、村長の言うように、やっぱりグループホームはこれから当然必要になってくる時代であると思っておりますけれども、そういった村の監査、それからそういったその我々議会としてもこれから注視しなくてはならない課題だと思っておりますが、そういったものもやっぱり向こうの理事会の了解を得て入っていくべきだと思っておりますが、村長のお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

それと、ちょっと戻りますけれども、アンテナショップの件なんですけれども、試行的に1年ということではありますが、移動販売も試してみたいという答弁でした。このアンテナショップが1年だけの時限立法的なものなのか、その結果によって後々まで2年3年と長く続けていくおつもりなのか、この件についても再度再質疑いたします。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 8番、関根議員のまずたんぼぼの家の再質疑であります。この経営に参加でなくて、経営にこう指導力をもう少し強めたらいいのではないかというご意見であります。私もそのとおりだと思っております。今回の支援の要請に当たっては、実は私はどうして急にこういうことなんだということに異議を發したんですが、この授産施設から新しい施設、社会福祉法人の法人格を取得したときに旧体系から新体系に移る時点でこの3事業に取り組んでいたんですね。3事業というのは、自立訓練と就労移行支援と就労継続のB

型という条件ではありますが、この3事業がいずれもその措置費が違うんですね。それで、この自立訓練と就労移行型というのは、何ていうんですか、通っている子供たちの能力の程度にもよるんですけども、いつでもその自立訓練と就労移行訓練は有限なんですね。2年間しかこのサービスは利用できない。そして、将来的にこう有効にするのには、就労継続のB型しかなんないということだったんですね。これでいきますと、月当たりの措置費が70万から、23年度はそれでも特別支援が講じられるそうです。ですから、23年度いっぱい、昨年度同様、22年度同様に特別支援が受けられる。なら月約70万ほどの支援措置が受けられるから23年度は大丈夫。24年からこの70万がなくなると、年間およそ840万、そして今ほど話されましたふるさと雇用創生事業、これの事業費が人件費がやっぱり800万ほどございました。これが今、たんぼぼの家では4人ほど使っているんですね。この人件費が繰り出すことができない。創出することができない。こういう相談であります。ですから、こういったことはこれから先もふるさと雇用再生の人件費は事業努力で施設内の従業員でやってもらう、こういったその思い、その努力も必要ではないかと思っております。

あと、この国の措置費がこれほど下げて、果たしてこういったことを30人もいる施設が困るようではこれは容易でないと思います。こういったことは、郡内の市町村長に呼びかけて、こういった措置費の特別支援ですか、こういったことや、あとは国・県がなかった場合にはそれぞれに町村にすぎりつく、そういった思いで今回は、23年度には鮫川でも110万もやっているんだと、24年度は皆さんに23年度は市には求めなかったけれども24年度からは郡内各町村にお願いしますよという、こういう高関をつけたいなど、そういう思いで110万を予算化させていただいたので、ご理解とご協力をお願いしたいと思います。

また、アンテナショップの単年度の1年限りかというご質問ですが、これは始まったのが国・県補助の10割の補助があったものですから、始めさせていただきました。ですから、これの活動いかんで、これ皆さんご承知の鮫川に二、三十回来ている東京農大のOBの人がそちらの担当になってくれる予定でおります。東京の今、大学に行ったのが2年で終わったそうです。ですが、再就職先がまだ決まっていなかったようで、アンテナショップのご協力という打診をしたところ、よい返事が返ってきているようであります。この辺で、事業の結果によっては継続できるのかなとも思っております。ただ、このアンテナショップはきのうのテレビニュースでありましたが、いわき市で上げたショップが何か撤退したと、七、八年でと。そんなニュースも出ておりました。こういったことを考えながら、また、東京農大との連携もごございます。こういったことを窓口にもたできれば継続できる事業になるといいなど

思っております。

○議長（前田三郎君） 8番、関根君。

○8番（関根政雄君） たんぼぼの家の答弁、村長みずからこれからの経営指導にもきちんと指導していくという答弁でした。社会的に弱者といいますか、障害をお持ちになっておられる利用者の方々の施設、これはなくしてはならないものであるし、また、ただ新たな事業を展開することによって社会的注目は当然浴びるわけですが、その中で、どうも利用者たちに負荷をかけていないかとずうっと思ってきて、こういう議会で話す機会もないままに来たんですけれども、まあ、白河に出された「までいに家」が今やられていないということでもあります。あれもまた、県のサポート事業を使われたという話で、補助事業でお建てになったうどん屋ですけれども、今、そこでは営業されて、別な方がおやりになっているということでもあります。やはり、こういう施設は、基本的にこの利用者の方々が何を求めているのかと、それから自立するにはどうなのかということを負荷をかけないで子供たちに、利用者に見合った事業を展開していくのが基本ではないのかなと、素人ながらにずうっと思ってきたわけでありまして。

実は提出された資料をずうっと見させていただいておりますと、平成22年の3月決算では流動資産、それから現金、預貯金合わせて1億円以上、土地建物を含めてあります。それから定期預金も1,000万ほどあるし、また普通預金も2,000万弱おありのようですから、決して我々民間企業の経営者から見ると、破綻するような企業ではないと、こう判断いたしました。民間企業が破綻するとなると、村内の企業も本当に撤退したり破綻した企業もありますけれども、一口にやっぱり設備過多、それから豊満経営ということで決めつけられて路頭に迷うのが商工業者の姿でありますけれども、民間企業とたんぼぼの家が公的施設の意味合いのあるたんぼぼの家は全く意味が違うと思いますので、そういった今後も経営の中に注視、また議会としても、毎年度こういった陳情があるのであれば、やっぱり議会サイドからも中身を見させていただいてその都度決議していくという方向に変えていかななくては、利用者が置き去りにされるということになってしまうということで、今後また村のそういった指導もあわせてお願いして、私の代表質疑を終わらせていただきます。

○議長（前田三郎君） 11番、前田君。

○11番（前田武久君） 今、関根議員から質疑があったんですけれども、その1、2、3の雇用条件と待遇ですか、それと、あと募集状況について、それ。

〔「1、2、3というのは自立訓練と」と言う人あり〕

○11番（前田武久君） アンテナショップ、それからふるさと雇用と、それから有機農業、全部で何名だ、9名なの。

〔「はい」と言う人あり〕

○11番（前田武久君） それらの条件。

〔「雇用条件ですか」と言う人あり〕

○村長（大樂勝弘君） はい、いずれも鮫川村の臨時職員の雇用職員で対応していきます。

○11番（前田武久君） 募集方法もあるの。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） まず、募集方法ですが、1つは「手・まめ・館」内、例えばアンテナショップの場合には「手・まめ・館」で対応できますし、1、2、3、観光地の保全、これの関係は先ほど申し上げましたように村のシルバー人材センターの雇用を考えております。3番目のほうは、あと何だっけ、3番目、1、2、3というのは。たんぽぽの家の、これはたんぽぽの家の中で募集でやっていると思います。

〔「あ、そうか。1、2でいいんだな。括弧2の6次産業の」と言う人あり〕

○村長（大樂勝弘君） あの「手・まめ・館」の中で。はい、募集させていただきました。

〔「はい了解」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 次に、産業厚生常任委員、7番、星一彌君。

○7番（星 一彌君） 産業厚生常任委員会を代表いたしまして、議案第31号 平成23年度鮫川村一般会計予算についてお伺いをいたします。

まず、1つ、農林水産費についてでございますが、1番、大豆生産奨励補助金1,020万と計上されておりますが、買入れ価格と目標数量をお伺いをいたしたいと思います。2点目、新規事業なんです、農村振興基本計画書策定業務200万円の計上をされておりますけれども、内容と優先すべき事業をお伺いをいたします。③番ですが、これも新規事業の一部に入りますけれども、有機の里づくり事業194万7,000円の取り組み内容と昨年も予算をつけておきました冬期野菜の出荷振興事業の成果についてもお伺いをいたします。

2点目、衛生費についてでございますが、予防接種事業のうち、新規事業の585万円の事業内容と取り組む経緯について、お伺いをいたします。

以上、4点についてお伺いをいたします。

○議長（前田三郎君） 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。村長。

○村長（大樂勝弘君） 産業厚生常任委員会を代表しての7番、星一彌議員の質疑にお答えをいたします。

まず、大豆の買入れ単価と買入れ目標数量ですが、買入れ単価につきましては、平成22年度は1等がキロ当たり500円、2等が400円、3等が250円、加工品にならないくず大豆を4等としております、4等はキロ当たり40円で購入したところであります。平成23年度につきましては、個別所得補償の対象として大豆も補償対象となっておりますので、この制度の対象となるように買入れしてまいりたいと考えております。制度の対象になるには、今までですと30キロが25キロの空き袋でやってたんですね。それが検査員のちゃんとした証明が必要だということで、30キロの包装単位で新しい袋を使うようになると思います。包装代なら何とか出ると思います。30キロ単位で穀物検査を受けることが大前提となっておりますので、制度の詳細を精査の上、大豆生産者の皆さんにはお知らせしてまいりたいと思います。ちなみに、大豆の個別所得補償の交付単価であります、これ皆さんご承知かと思いますが、60キロ当たりで、1等で1万2,170円、2等で1万1,480円、3等で1万800円、特定加工用大豆で1万120円となっております。村の買入れ単価につきましては、今までこの制度の先取りをしてきたとの考え方から特定加工用大豆の補償単価、キログラム当たり168円となることから、平成23年の村の購入単価はこれらの講評を勘案し、農家収入が今までの購入単価を下回らない額で検討していきたいと思っております。ちょっと難しいのは、端数の例えば30キロに満たない25キロで終わっちゃった人に逆に400円で設定して、あと交付金あっからいいべ、それは違うんですね。この辺農家の人が迷惑にならないように、かからないようなぐあい、いいぐあい、その辺を調整しながら価格は決めてまいりたいと思っております。昨年を、22年を下回らない範囲で設定したく思っております。

次に、23年の買入れ数量です。目標ですが、ここ2年間買入れ大豆が小粒の割合が多いために豆腐加工には1等の大粒の大豆が必要であります、おおむね30トン进行を計画しております。大粒の大豆生産のためには連作障害解消のための輪作を勧めた栽培技術の指導を行う予定であります。ですから、1万2,000円の根拠は、この1等から4等までならしめて集荷数量を換算しますと、村の買入れ単価が平均440円になります。これを1万200円で割りますと30トンということになりますので、30トンの買入れ目標で計画を立てさせていただきました。

次、2点目の質疑であります、農村振興基本計画についてお答えをいたします。村内の村道及び農林道はいずれも生活道を兼ねております。大変私は重要な路線だと認識しており

ます。道路整備に関する陳情や要望が多く出されております。その中で農道及び農業用施設整備関連を調べますと、未整備箇所が十数箇所あり、箇所ごとに状況を調べると、受益面積が少ないなどの採択要件に満たないため国・県の補助を受けられない箇所が残っています。さらに、国の予算状況では道路整備予算は減少しており、特に農道関連予算は半減しております。そのために採択の要件を満たしている地区でも採択にならない状況であります。一つの例として、平成21年度に藪地区の農道整備と東前田地区の用水路整備を要望いたしましたが、いずれも採択されず、22年度にも藪地区を再度要望いたしましたが、いずれも不採択でありました。そこで、単独地区で要望するのではなく、村内全域を対象とした計画、中山間地域総合整備事業の一般型の事業採択を目指して計画を変更させていただきました。

現在、村で考えている計画内容及び地区数は、農業の生産基盤整備事業では、農業用排水施設整備地区を3地区、農道整備地区を2地区、農村生活環境基盤整備事業では農業の集落道整備を3地区、水道施設の整備ですが、これは2地区、合わせまして10の地区を予定しております。補助率ですが、現時点ですと、国の補助金が55%、県が20%で村負担が25%ですが、今後どのように補助率が改正されるかわかりませんが、現在のところ、この補助率が高いようでありますので、この計画で進めさせていただきたいと思っております。

計画地区及び優先順位につきましては、各行政区長さん及び関係各位の皆さんの意見を聞きながら地区ごとの効果を算定して、高い地区から検討していきたいと考えておりますので、ご協力をお願いしたいと思います。

次、3点目の質疑であります。有機の里づくり事業194万7,000円の取り組み内容ですが、この中には3つの事業が含まれております。1つとして水稻、大豆、野菜等栽培研究事業で15万2,000円を計上しております。中身としましては、村と県の農業総合センター県南農林事務所農業振興普及部が合同で実施するもので、現在試作しています村堆肥センターで生産される予定の堆肥を利用した化学肥料施用量低減技術の実証を3カ年かけて行うものであります。化学肥料を使わない施用量低減技術の実証ということです。3カ年かけて行います。村内に実証圃場を設け、3種類の作物に対してそれぞれ堆肥の施用量の比較試験を行い、その成果を実証するもので、村の予算としては圃場の提供に対する謝礼、そして実証にかかわる大麦の種子、燃料代等を見込んでいます。2つ目としては有機農業指導業務委託費149万5,000円であります。これは平成22年度から特別栽培農産物に認証等の栽培計画の指導、現地確認、栽培実績確認を外部機関であります渡辺技術士事務所に委託しているもので、23年度は要項要領各種様式等を見直すとともに認証の受付を通年行い「手・まめ・館」への出荷

もより多くしてまいりたいと考えております。

3つ目としましては、野菜の冬期出荷振興事業30万円であります。これは「手・まめ・館」への野菜の出荷が冬期間激減するものですから、平成22年度から実施しているもので、「手・まめ・館」への野菜等の出荷を推進するためパイプハウスを設置する場合、事業費の2分の1、5万円を上限に補助するものであります。平成22年度はこの事業に3戸の農家が行っており、23年度におきましても冬期野菜の出荷を積極的に推進してまいりたいと考えております。

次に、衛生費の予防接種事業についてお答えを申し上げます。この事業は、国では予防接種部会の意見書や国際動向、疾病の重要性などから、子宮頸がん予防、ヒブ、小児用肺炎球菌の3疾病について子宮頸がん等ワクチン接種研究促進臨時特例交付金制度を設け、県単位の基金を設置し、補助基準額の1割を自己負担、9割の2分の1が国、そして9割の半分、2分の1を市町村助成で任意の予防接種が受けられるということであり、この東白川地方の町村会ではこれを受けまして管内統一して23年度から取り組むことで郡の医師会と協議をし、5月から実施することで2月23日です、先日です、合意したところであります。

対象者と補助額等は次のとおりです。要するに予防費の1割を受給者というか、受益者が出して、あと残りの9割の2分の1は国、2分の1は市町村負担ということです。そうすると、接種対象の子宮がんの予防ワクチンでいきますと、接種対象者は中学1年生相当の年齢の女性だそうです。これは3回受けないとだめなんですね。3回受けないと効果がないそうです。基準単価が1万5,939円ですから、助成金の総額では190万800円になります。ヒブ、インフルエンザB型ワクチン接種です。これは接種対象者がゼロ歳から4歳の乳幼児、これもやっぱり3回受けないとだめなそうです。基準単価が8,852円ですから助成総額で154万5,598円になります。小児用肺炎球菌ワクチン接種、これも接種対象者が赤ちゃんから4歳の乳幼児まで、これもやっぱり4回接種だそうです。基準単価が1万1,267円だそうですから、助成総額で240万3,427円となります。まず、こういった計画でありますので、予算化をさせていただきました。国と村の助成総額が585万円となるものであります。この予防接種はあくまでも任意の希望接種となります。しかしご承知のとおりであります、厚生労働省からヒブワクチンと小児用肺炎球菌ワクチンを含む同時接種による死亡の例の報告があり、接種を一時見合わせる緊急通達が出され、各行政機関から各病院、医師会などに一時見合わせるように連絡させたところであり、こうしたことから予防接種に当たりましては、今後動向を見て医師会とも協議しながら慎重に対応していきたいということであり、それ

最近なんですね、死亡事故、3名ほど出たということが。こういったことがありましたもの
ですから、また動向調査をしながら事業を進めていきたいと思います。

以上で、星議員の質疑にお答えさせていただきます。

○議長（前田三郎君） 7番、星君。

○7番（星 一彌君） はい、ありがとうございます。まず、大豆の奨励金の関係からちょ
っと申し上げたいと思うんですが、ことしから所得補償制度が開始されると。当然大豆のほ
うもその中に入ってくるということになりますと、今、村長が説明した23年度の買い入れト
ン数が約30トンというふうに報告があったと思うんですが、そうすると、22年度より3トン
ぐらい少ない量なんですよ。そうした場合に、今までの「豆で達者な村づくり」のおじい
ちゃん、おばあちゃんらが一生懸命つくった豆と、これから所得補償方式で若い者でもつく
れる、そういう豆が入ってきたときに、本当にこの30トンのトン数で抑えることができるの
か、また、これより出た場合にはどういう制度を用いる考えを持っているのか。

それから大豆の品質でも、村で必ず支給するというのなら問題ないと思うんですが、品種
は自由に選んでもいいですよというふうになった場合に、品種が現在はふくいぶきでしたっ
け、つくっているのね。それでない品種がひよっとしたら入ってきた場合には、これはどう
するのかという問題も心配されるのかなと思うんですが、多分、今かなりの在庫があると思
うんですよ。はい。それで、このまま去年より3トンマイナスとしましても、今、村長が
言った数量を23年の買い入れの数量としますと、21年度に約38トン収穫されているんですよ。
すると、21年度で既に19トンが在庫としてあると思うんですよ。そうした場合に、ま
あ若干在庫量は減るかもしれませんが、今後どういう消費拡大を図ろうとしているのか、福
島県のブランドであるみそなんかもまだまだ伸びる余地があるんじゃないのかなと、そうい
うふうに思います。ですから、その辺の村の考え方をお聞きしたいと思います。

それから、もう1点ですが、有機の里づくりの事業の、これは昨年もお出ししておりましたハ
ウスの30万の問題なんですが、ことしの冬はある程度ハウス栽培した人の実績というのが上
がってきていると思うんですが、その辺の内容がまだ今の答弁で出ていなかったんですが、
その辺、ひとつお聞かせお願いしたいと思います。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 7番、星議員の再質疑であります。まず大豆の件についてお答えを
いたします。

まず適正な収穫量はいかがかということですが、私は適正な収量は村の消費からいって30

トンぐらいが適正かなと考えておりますし、30トン目標でやってきました。年々21年度に17トンほど在庫があったのが、果たして適正な在庫か不要在庫かというお話ですが、若干3トンほど私は余分だべ、多いんじゃないのかという指導をさせていただきました。それであの大豆の仕出し日に油を絞った経過がございます。ただ、15トンぐらいは適正に残しておかないと、作のよいときと悪いときで相当大豆は違いがあります。ですから、ことしの大豆は、去年の大豆ですか、とても悪い大豆で、閉口しました。ことしも余りよくはなかったですね。そういったことで品質が大分心配されて今来しているところです。あと品種はふくいぶきで、このふくいぶきにこだわっているのは、機能的成分のイソフラボンという成分があるんですね。これが普通大豆と違って数倍多くイソフラボンが含まれているという指導があったものですから、これにこだわっております。これに統一してこれ以外には買い付けしない、こういう方針でいきたいと思っております。

あと作付の若い人に広がって面積が拡大して集荷量というお話もありますが、この若い人の場合には私は基本的には60歳以上の高齢者と思っております。ですから、60歳以下の、残念なことに、寝ているばあちゃんもいんだわねえ。寝ているばあちゃんも、あ、あそこにはばあちゃんいるよ、いや外に出てねえべあれ、だけどあんちゃんつくっててもばあちゃんがいる、こういうのは困ります。いや、これは村民ですから、大変この今農作業が低迷している時代でありますから、こういったごまかしのきく農業はいたし方ないのかな、そうでない農家の大豆は買い入れたくはありません。これが本音です。ですから、そういった人はよそに見つけていただければと思っております。ただ、鮫川の大豆で1等に入る等級は私が検査した限りありません。正規なよそに流通させる場合には相当厳しい検査が予想されます。ですから、村内の何ていうんですか、特定加工用の大豆で生産いただける品種を選んでもらって、そういう年齢の層も皆さんから指導していただければと思っております。皆さんの中で60歳以下の方はぜひ大豆はつくらないで欲しいと思っております。そういったことでご協力をお願いしたいと思います。

消費拡大では、これはもちろんのことです。これは大豆の生産者の中にも鮫川のみそを食べたことがないという生産者がいるのではないかと、そういう思いもあります。そういったことをちょっと呼びかけるだけでも、まあ、みそは毎日使っているものですから、消費は図れるのではないかと思いますし、皆さんのもちろん議員の皆さん方のいろいろなところでのお引き出物に大豆と加工品をご利用いただければと考えております。こういったことで消費拡大は各イベントにも大豆加工品はあるいはそのエゴマの加工品は持って行きますから、

そういったことで皆さんで拡販の協力はいただきたいと思います。

あと、ハウスの補助金の30万であります、これは、こういった農家の人が意欲的に冬の野菜の栽培はやっているようです。それがどれぐらい成果が上がっているかというのは、野菜を出荷して、そのハウスを使っているという認識で、いずれも利用した人は出荷しているようです。

以上でお答えとさせていただきます。

○議長（前田三郎君） 7番、星君。

○7番（星 一彌君） みその消費も伸ばすことができるということなんですが、すると、現在の加工所の中で増産はできるということで踏まえてよろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○7番（星 一彌君） ですから、福島県のブランド品なんです、ぜひなるべく豆を残さないように、ひとつ消費拡大のほうをお願いしたいと思います。

以上で質疑を終わります。

○議長（前田三郎君） 5番、坂本君。

○5番（坂本忠雄君） 今、みそのお話が出ましたが、大変よいみそだというんで好評なんです、大分去年あたり貯蔵が間違っただのか何か、ちょっと悪いみそが出ちゃったじゃないかというようなお話を聞いておりますので、実際ならば、みそだらみそ蔵って空気がいい、そういうような場所が必要かと思うんです。そういうものをつくる考えはないんでしょうか。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） はい。今5番、坂本議員のおただしの不良なみそというのは、麹菌の発酵段階で旧給食センターの湿度がふぐあいがあったそうです。それで、麴に、麴っていうんですよね、米麴、あのみそに使う麴に塊ができちゃったそうであります。その塊が普通ですと、みそに加工すると、半年も過ぎると砕けるそうですが、それが酵母として残っちゃったんですね。ですから、これは学校給食センターとか、あと、粉碎してジューサーミキサー等で細かくすると、もう瞬時にこう細かくなったそうです。この辺で対処をして何か3回ぐらい使った、みそに。3回というと2週間ぶりぐらいですかね、麴にそんなふぐあいがあった野田先生に来てもらって機械を一部取りかえたのもありました。換気が悪かったそうです。あと一つ、貯蔵庫なんです、今の貯蔵庫では生産体系はよろしいですが、貯蔵が間に合わないそうであります。そういったことで今あの旧の保育所ですか、あそこを一部使わせてもらって保管している状況ですから、今あの旧富田小学校、あそこに空き地がちょっとある、

あの辺を一部倉庫に改造したいな、そういう思いもあります。その辺、また、こういった緊急対策交付金でもあればいいなと思って、少し待ってろという指導はしておきました。あとは今浅川町の農業倉庫、鮫川の農協さんが浅川にあるんですね、あそこを一部借りて保管しております。

○議長（前田三郎君） これで、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第31号 平成23年度鮫川村一般会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第32号 平成23年度鮫川村国民健康保険特別会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第33号 平成23年度鮫川村簡易水道事業特別会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第34号 平成23年度鮫川村村営バス事業特別会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第35号 平成23年度鮫川村集落排水事業特別会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第36号 平成23年度鮫川村介護保険特別会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第37号 平成23年度鮫川村交流施設特別会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第38号 平成23年度鮫川村学校給食センター特別会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第39号 平成23年度鮫川村後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎請願の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（前田三郎君） 日程第28、請願についてを議題といたします。

総務文教常任委員会に付託いたしました請願第2号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の請願について、審査結果について報告を求めます。

総務文教常任委員長、前田武久君。

[1 1 番 前田武久君 登壇]

○ 1 1 番 (前田武久君) 請願審査結果について報告をいたします。

事件名、請願第 2 号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の請願について。

審査の経過、総務文教常任委員会に付託された本請願については、3月9日午前11時から委員会を開催し、慎重に審査をいたしました。

決定及び理由、保留と決定いたしました。

理由、地域経済情勢に合せた基準額を示すべきで、本件最低賃金657円から一挙に全国平均800円に引き上げることは検討を要する。よって、保留とすることに決定。

少数意見の留保なし。

本委員会において、以上のとおり決定したので報告をいたします。

以上です。

○議長 (前田三郎君) これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長 (前田三郎君) なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長 (前田三郎君) なしと認めます。

ただいま総務文教常任委員長報告のとおり、保留と決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長 (前田三郎君) 異議なしと認めます。

したがって、請願第 2 号は委員長報告のとおり保留と決定いたしました。

◎陳情の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長 (前田三郎君) 日程第29、陳情についてを議題といたします。

総務文教常任委員会に付託いたしました、陳情第 2 号 鮫川たんぼの家建設費借入金の償還金助成に関する陳情書について、審査結果についてを報告を求めます。

総務文教常任委員長、前田武久君。

暫時休議といたします。

(午後 2時46分)

○議長（前田三郎君） 休議前に引き続き会議を開きます。

(午後 2時56分)

○議長（前田三郎君） 総務文教常任委員長より審査結果について報告を求めます。

総務文教常任委員長、11番、前田武久君。

〔11番 前田武久君 登壇〕

○11番（前田武久君） それでは報告をいたします。

事件名、陳情第2号 鮫川たんぼぼの家建設費借入金の償還金助成に関する陳情書について。

審査の経過。

総務文教常任委員会に付託された本請願については、3月9日午前11時30分から委員会を開催し、慎重に審査をいたしました。

決定及び理由。

継続審議と決定しました。

理由。

村よりの助成支払いを2011年から2022年次ごとに受けたいという陳情内容で、たんぼぼの決算状況、制度改正状況も把握できない中で、今後慎重に検討することで継続審議としました。

少数意見の留保なし。

本委員会において、以上のとおり決定したので報告いたします。

○議長（前田三郎君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） なしと認めます。

ただいま総務文教常任委員長報告のとおり、継続審議と決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第2号は委員長報告のとおり継続審議とすることに決定いたしました。ここで、暫時休憩をいたします。

（午後 2時58分）

○議長（前田三郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時00分）

◎日程の追加

○議長（前田三郎君） お諮りします。

ただいま発議第1号 鮫川村議会会議規則の一部を改正する規則、発議第2号 鮫川村議会広報編集委員会規程の一部を改正する規程の2議案が11番、前田武久議員から、所定の賛成者を得て提出され、議長において受理しました。

これを日程に追加し、追加日程第1、追加日程第2として議題にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 異議なしと認めます。

したがって、追加日程第1、追加日程第2として議題とすることに決定しました。

◎発議第1号、発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（前田三郎君） 追加日程第1、発議第1号 鮫川村議会会議規則の一部を改正する規則から追加日程第2、発議第2号 鮫川村議会広報編集委員会規程の一部を改正する規程までの2議案を一括議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長、本郷秀季君。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（前田三郎君） 本案について、提案理由の説明を求めます。

総務文教常任委員長、11番、前田武久君。

〔11番 前田武久君 登壇〕

○11番（前田武久君） 発議第1号から発議第2号までの2議案について、提案理由の説明をさせていただきます。

さきの行財政改革特別委員会で検討を行い、委員会報告をもって作成された村議会改革の指針に基づき、必要な規則及び規程の一部改正を今回行うものであります。

発議第1号の議会会議規則の一部改正は、一般質問の討議の場をより一層深めるため、一問一答方式を導入するものであります。また、一問一答方式の導入に伴い、質問に対する反問権を村長に付与する内容に改正するものであります。

次に、発議第2号 議会広報編集委員会規程の一部改正につきましては「議会だより」編集体制の充実化を図るため、新たに議長の裁量により、議員の中から委員を委嘱することを可能とする改正であります。

議員各位のご賛同賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（前田三郎君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） なしと認めます。

これから発議第1号 鮫川村議会会議規則の一部を改正する規則を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから発議第2号 鮫川村議会広報編集委員会規程の一部を改正する規程を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（前田三郎君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

平成23年第3回鮫川村議会定例会を閉じます。

ご苦労さまでした。

（午後 3時07分）

上記会議次第は事務局長本郷秀季の記載したものであるが、
その内容に相違ないことを証するためここに署名する

平成 年 月 日

議 長 前 田 三 郎

署 名 議 員 前 田 武 久

署 名 議 員 青 戸 孝 夫